

富士見市一般廃棄物処理基本計画・ 第3次計画改訂版



令和8年4月

富士見市

富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画

改訂版策定にあたって



市民の皆様、そして事業者の皆様、日頃より本市の廃棄物行政、ならびに環境施策に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちが快適に、そして安心して暮らしていくためには、日々の生活から排出されるごみを適正に処理し、環境負荷を低減していくことが不可欠です。本市では、これまでも「ごみ減量」と「資源循環」の推進に取り組んでまいりました。しかし、社会情勢は絶えず変化しており、プラスチック資源の循環促進や、地球温暖化対策の強化など、環境行政を取り巻く課題はより一層高度化・複雑化しています。

このような背景を踏まえ、本市では、これまでの取り組みを振り返り、将来にわたって持続可能なごみ処理体制を構築するため、この度「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版」を策定いたしました。

本計画では、資源を無駄なく使う「サーキュラーエコノミー（循環経済）」の観点を前計画から継承し、4 R（リフューズ：ごみとなるものは持ち込まない/リデュース：ごみを減らす/リユース：再使用/リサイクル：再資源化）を最優先とし、「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」を基本理念としております。

目標達成のためには、市民の皆様の分別行動、事業者の皆様による環境配慮型事業への転換といった、主体的な取り組みが不可欠です。特に、一人ひとりが4 Rの意識を持つことが、ごみ総排出量の削減へとつながります。ぜひ、この改訂版計画の趣旨をご理解いただき、ごみ減量へのご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました富士見市環境審議会をはじめ、関係する皆様に感謝申し上げますとともに、市民の皆様のより一層の環境活動へのご参加とご健勝を祈念いたします。

令和8年4月

市長 星野光弘

目次

第1編 計画の概要.....	1
第1章 改訂版策定の趣旨.....	1
1. 趣旨.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 背景.....	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
第2編 ごみ処理基本計画.....	4
第1章 ごみ処理の現状.....	4
1. 人口と世帯の推移.....	4
2. 事業所の推移.....	5
3. 土地利用の状況.....	5
4. ごみ処理体制（フロー/収集・運搬・処分）.....	6
(1) ごみ処理フロー.....	6
(2) 収集・運搬・処分.....	7
5. ごみ総排出量・処分量の推移.....	10
(1) ごみ総排出量の推移.....	10
(2) 家庭系ごみ排出量の推移.....	10
(3) 事業系ごみ排出量の推移.....	11
(4) 1人1日あたりのごみ総排出量の推移.....	11
(5) 資源ごみ排出量の推移.....	12
(6) 焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移.....	13
(7) 最終処分量の推移.....	13
6. 可燃ごみの組成.....	14
7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量.....	15
8. ごみ処理経費.....	16
9. 不法投棄の現況.....	17
10. 類似団体との比較.....	19
第2章 第3次計画の進捗.....	21
1. 数値目標の達成状況（中間）.....	21
(1) 目標の達成状況.....	21
(2) 国・県の目標値との比較.....	22
2. 各施策の進捗状況（前期）.....	23
(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発.....	24
(2) 4Rの推進.....	26
(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進.....	28

第3章 将来予測.....	31
1. 人口の将来予測.....	31
2. 事業所数・従業者数の将来予測.....	31
3. ごみ排出量・処理量の将来予測.....	32
(1) 家庭系ごみの将来予測.....	33
(2) 事業系ごみの将来予測.....	33
(3) 資源ごみの将来予測.....	33
(4) 最終処分量の将来予測.....	34
(5) ごみ排出量の将来予測.....	34
第4章 第3次基本計画（後期）.....	35
1. 基本理念・基本施策.....	35
2. 数値目標.....	36
3. 施策の体系.....	38
4. 目標達成に向けた取組.....	39
(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発.....	39
(2) 4Rの推進.....	41
(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進.....	43
5. 市民・事業者・行政の役割.....	46
第5章 食品ロス削減推進計画.....	47
1. 計画策定の趣旨.....	47
(1) 本計画の位置づけ.....	47
(2) 食品ロスの削減の推進に関する法律.....	47
2. 食品ロスの現状.....	48
(1) 食品ロスとは.....	48
(2) 食品ロスの現状.....	48
(3) 富士見市における食品ロス量.....	49
3. 食品ロス削減推進計画.....	51
(1) 食品ロス削減に向けた方針.....	51
(2) 目標年次.....	51
(3) 削減目標.....	51
(4) 各主体の役割.....	52
(5) 食品ロス削減策を講じてもなお発生する食品廃棄物.....	53
第3編 生活排水処理基本計画.....	54
第1章 生活排水処理の現状.....	54
1. 生活排水処理フロー.....	54
2. 生活排水の処理状況.....	55
(1) 公共下水道.....	55
(2) し尿・浄化槽汚泥.....	55

第2章 生活排水処理の基本方針と目標	57
1. 基本方針	57
2. 目標	57
第3章 生活排水処理の施策	58
1. 計画的整備と適切な維持管理	58
(1) 公共下水道の整備	58
(2) 合併処理浄化槽の普及促進	58
2. 収集・運搬計画	58
(1) 収集・運搬計画	58
(2) 収集区域の範囲	58
3. 処理計画	59
(1) 処理の目標	59
(2) 施設の適正な維持管理	59
(3) 最終処分	59
資料編	60
資料1 策定経過	61
資料2 富士見市環境審議会規則	62
資料3 富士見市環境審議会委員名簿	63
資料4 施策の展開に係る取組実績	64
資料5 用語集	67

第1編 計画の概要

第1章 改訂版策定の趣旨

1. 趣旨

(1) 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制や適正な分別などを行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため策定し、一般廃棄物処理基本計画策定指針^{※1}において、概ね5年ごとに改定するとされています。

※1 市町村の処理責任の一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項及びごみ処理に関する基本的な事項について定める指針。ごみ処理基本計画策定指針と生活排水処理基本計画策定指針の2つの総称。

(2) 背景

本市は、平成23年3月に、基本理念「低炭素社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会」を掲げ、令和2年度までの10年間の計画期間とする「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第2次計画）」を策定し、その後「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」を基本理念に、令和12年度までの10年間の計画期間とする「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）」を策定しました。

第3次計画策定から5年間で、新たに「廃食用油の拠点回収」や「リユースプラットホームに関する協定」「粗大ごみ受付システムの構築」「家電4品目宅配便回収に関する協定」「雑がみの袋出し」及び「フードドライブ物品貸出事業」などに取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の影響やその収束によるごみ排出量の変化、新たな富士見市人口ビジョンの策定、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行など、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。

社会状況が変化する中で、循環型のごみの少ないまちづくりを進めるためには、ごみ処理に関する情報を発信し、その現状と課題を明らかにしていくことが大切です。また、一人ひとりが生活のあり方を見直し、課題に取り組み、広く継続的な活動につなげていくことが重要です。

そこで、各施策の進捗状況の評価と見直しを行い「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画」を改訂し、生活環境の保全、公衆衛生の向上、脱炭素化の推進、循環型社会の形成などを旨とする施策の推進を継続する内容といたしました。また、「食品ロス削減推進法」が施行されたことを受け、新たに「食品ロス削減推進計画」を本計画に位置づけ、持続可能な開発目標であるSDGsの達成を目指します。

☆ SDGs（持続可能な開発目標）とは？ ☆

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標です。平成28年から令和12年までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを誓っています。

SDGsでは、持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められています。

本計画でもSDGsの考え方を取り入れ、施策を展開します。



出典：国際連合広報センター

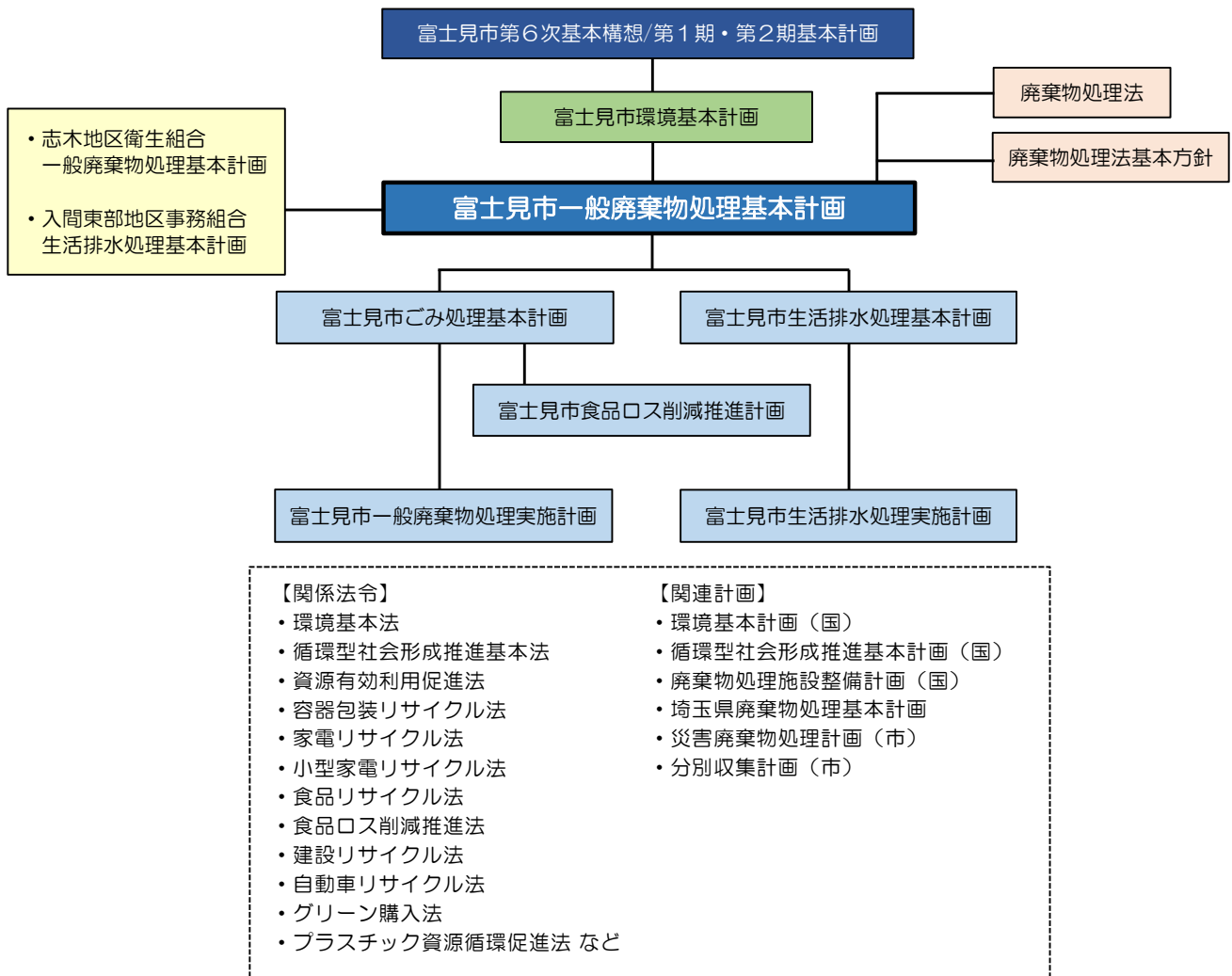
2. 計画期間

計画の期間は、本計画（令和3年度から令和12年度までの10年間）の後期計画として、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、本計画の前提条件に大きな変化があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、富士見市ごみ処理基本計画及び富士見市生活排水処理基本計画で構成されています。また、本計画は富士見市第6次基本構想第2期基本計画や富士見市環境基本計画、国・県の計画等と整合を図り策定しました。



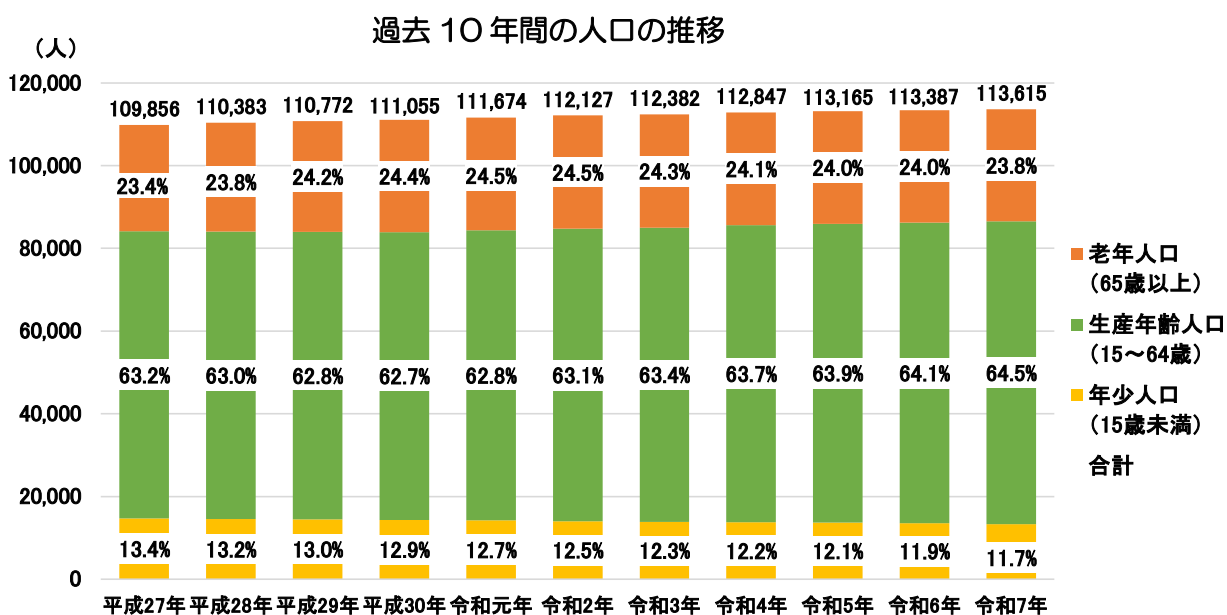
第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

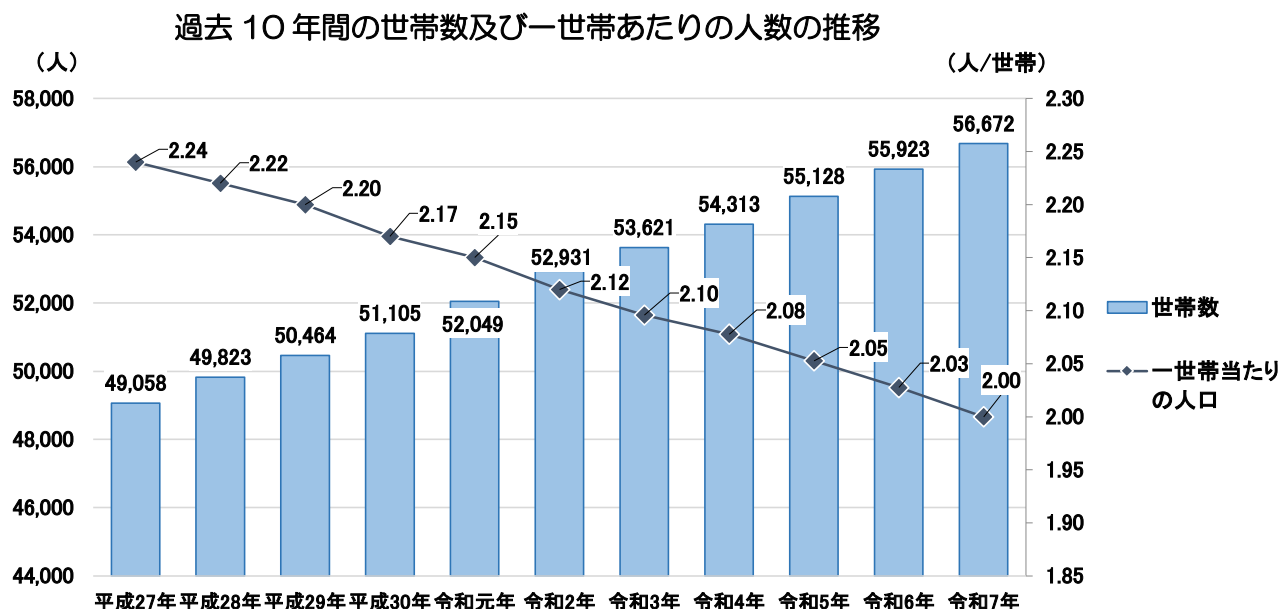
1. 人口と世帯の推移

本市の人口は、令和7年10月1日現在、113,615人です。過去10年間の年齢別人口の推移をみると、総人口は増加しており、このうち老年人口は令和2年以降減少に転じ、生産年齢人口は増加、年少人口は減少傾向にあります。

また、世帯数は56,672世帯となり、一世帯あたりの人数は2.00人です。世帯数及び一世帯あたりの人数の推移をみると、世帯数は増加する一方で、一世帯あたりの人数は減少しています。

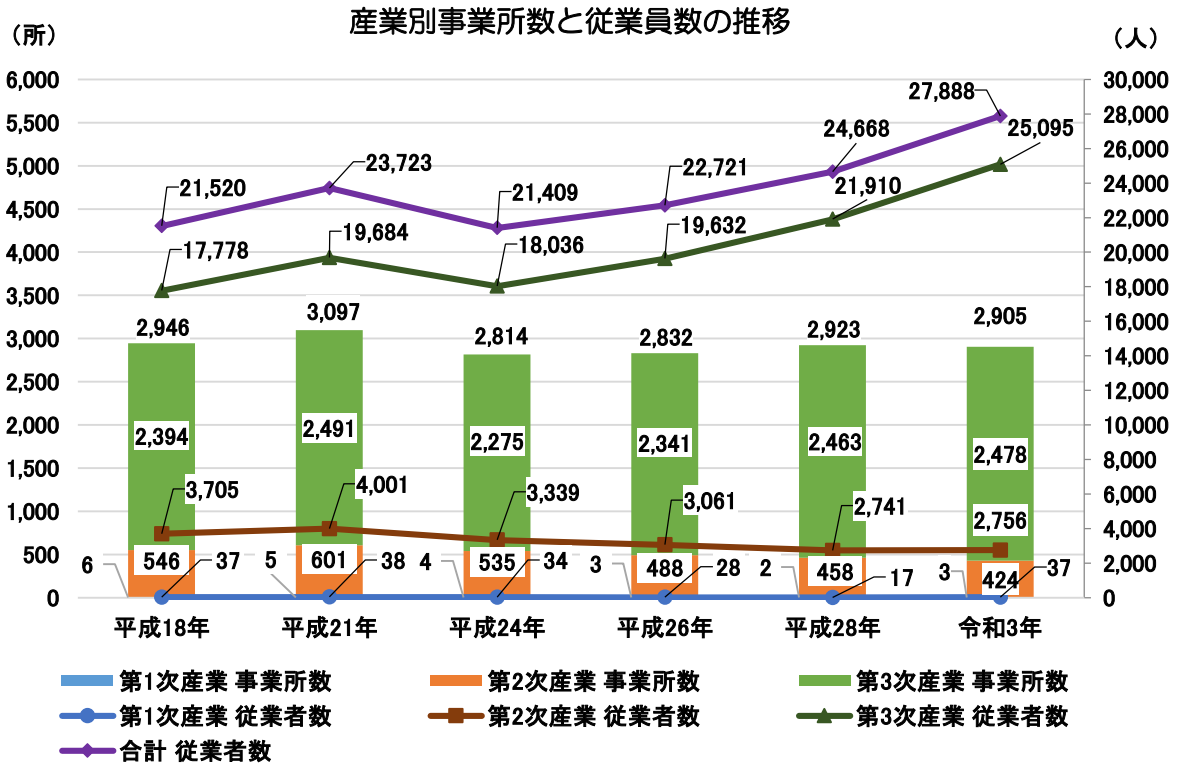


※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。



2. 事業所の推移

本市の事業所数は、令和3年6月1日現在 2,905 事業所、このうち第1次産業は3事業所、第2次産業は 424 事業所、第3次産業は 2,478 事業所となっています。また、従業者数は、27,888 人で、このうち第1次産業の従業者数は37人、第2次産業の従業者数は 2,756 人、第3次産業の従業者数は 25,095 人です。



出典：統計ふじみ

3. 土地利用の状況

下表は、令和6年における本市の土地利用の状況を表したものです。

本市の主な土地利用は「宅地」が 642.1ha と最も多く、全体の約 32.5%を占めています。次いで雑種地が 582.9ha であり全体の約 29.5%を占めています。

土地利用状況（令和6年）

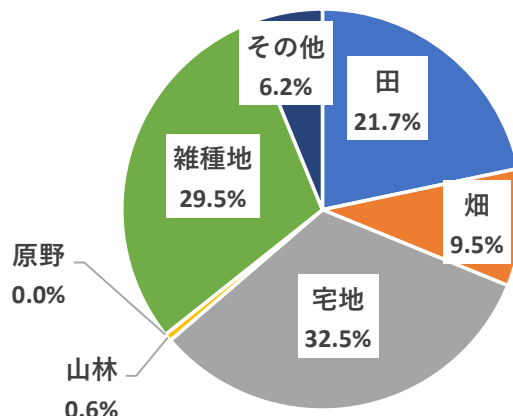
（単位：ha）

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
1977.0	428.8	187.9	642.1	12.5	0.0	582.9	122.8
100%	21.7%	9.5%	32.5%	0.6%	0.0%	29.5%	6.2%

※雑種地（例：雑草地、駐車場、ごみ置き場など）

出典：統計ふじみ

※その他（例：公衆道路、公園、墓地など）



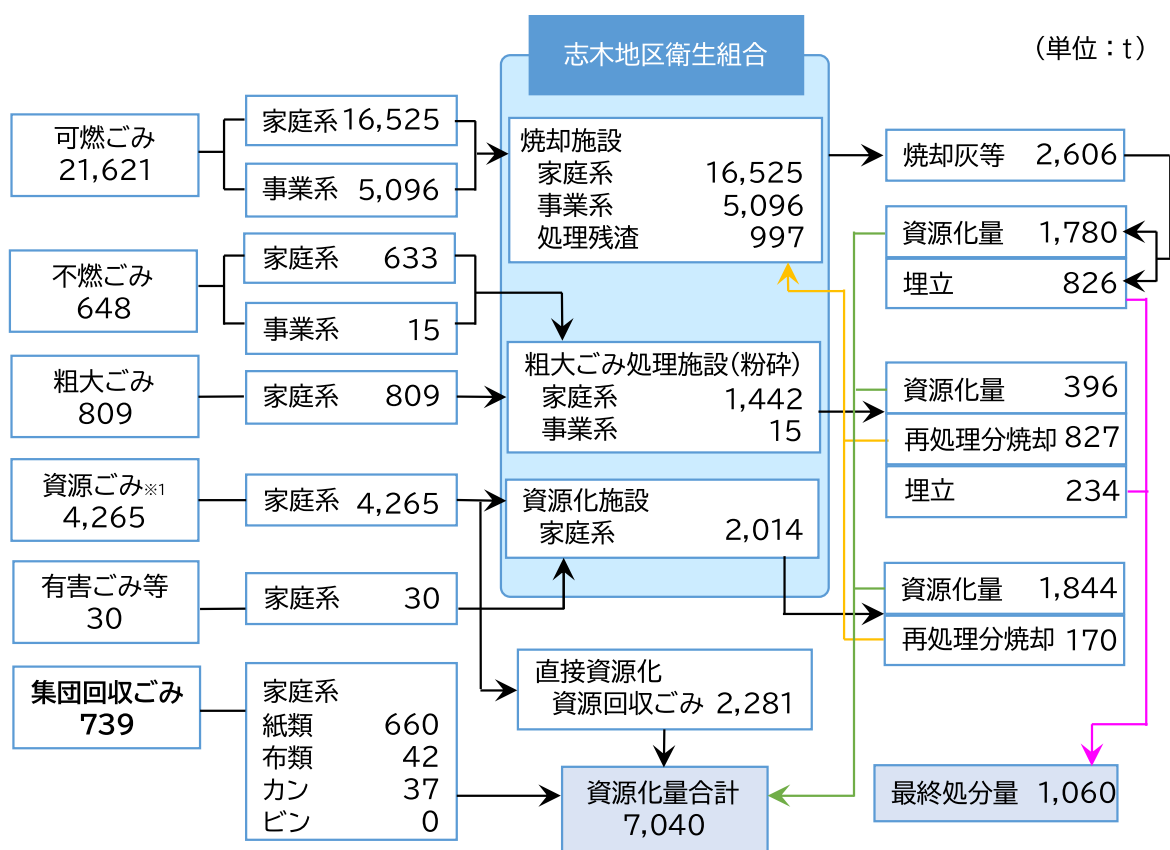
4. ごみ処理体制（フロー/収集・運搬・処分）

（1）ごみ処理フロー

本市で排出されるごみは、下図に示す流れにより、資源ごみの分別回収や、焼却、最終処分を行っています。

本市では、家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ6種類（資源プラスチック類、ビン、カン、ペットボトル、紙・布類、有害ごみ）の9分別とし、収集しています。一方、会社や事務所、商店など事業活動により排出される事業系ごみの処理については、事業者が直接または委託した一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）を通して、ごみ処理施設に持ち込まれ、処理・処分されています。

家庭系ごみのうち、リサイクルできるものを除いたごみは、富士見環境センター（志木地区衛生組合）で焼却しています。焼却で発生した焼却灰の一部は建設工事資材の原料等として利用され、残りは最終処分場で埋め立て処分されています。



※1 資源ごみ内訳(集団回収を除く)

紙・布類	1,951
カン	329
ビン	750
ペットボトル	451
資源プラスチック類	784

令和5年度実績

(2) 収集・運搬・処分

① 収集・運搬体制

ごみの収集運搬について、家庭系ごみは、市、許可業者及び東入間資源リサイクル協同組合（以下「資源収集業者」という。）により収集運搬しています。また、事業系ごみは、各事業者が直接または許可業者を通して、ごみ処理施設に搬入しています。

収集・運搬の内訳

区分	ごみの種類	処理区分		処理主体
志木地区衛生組合搬入処理	可燃ごみ	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（焼却）	志木地区衛生組合（委託）	
		最終処分	資源物	志木地区衛生組合（委託）
	残渣処理		志木地区衛生組合（委託）	
	不燃ごみ 粗大ごみ (家庭系のみ)	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（破砕）	志木地区衛生組合（委託）	
		最終処分	資源物	志木地区衛生組合（委託）
	残渣処理		志木地区衛生組合（委託）	
	ビン カン	収集・運搬	家庭系	市（許可業者・資源収集業者に委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（選別）	志木地区衛生組合（委託）	
	ペットボトル	収集・運搬	資源物（売却）	志木地区衛生組合（委託）
資源物（売却）			志木地区衛生組合（委託）	
資源化		資源物（売却）	志木地区衛生組合（委託）	
資源プラスチック (家庭系ごみ)	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）	
		事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）	
	資源化	資源物	志木地区衛生組合（委託）	
有害ごみ（家庭系ごみ） [乾電池、蛍光灯、水銀計 リチウム蓄電池]	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）	
	資源化	資源物	志木地区衛生組合（委託）	
定期資源回収	紙類	新聞	回収処理	市（資源収集業者に委託）
		段ボール		
雑誌類				
紙パック				
雑がみ				
布類	衣類	回収処理 (資源回収登録団体)	集団資源回収取扱業者	
	毛布			
集団資源回収	紙類	新聞	回収処理 (資源回収登録団体)	集団資源回収取扱業者
		段ボール		
		雑誌類		
		紙パック		
布類	衣類	回収処理 (資源回収登録団体)	集団資源回収取扱業者	
	毛布			
ビン類	リターナルビン	回収処理 (資源回収登録団体)	集団資源回収取扱業者	
金属類	アルミ缶・スチール缶			
拠点回収	廃食用油	廃食用油	回収処理	市（回収業者に売却）

② 定期資源回収

令和4年度に奨励制度から資源収集業者への委託に変更し実施しています。

③ 集団資源回収

本市では、平成2年度に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、紙類（新聞、ダンボール、雑誌類、紙パック、雑がみ）・布類、カン、ビン（リターナブルビン）を回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

④ 拠点回収

本市では、令和5年6月から家庭で使用した植物性の食用油（菜種油、サラダ油等の液体の食用油）を市役所、ふじみ野交流センター、水谷公民館で拠点回収していました。令和6年度から10か所に拡大しました。

⑤ 中間処理施設

市内から排出される一般廃棄物は、志木地区衛生組合の処理施設で処理されています。志木地区衛生組合とその施設の概要は以下のとおりです。

【志木地区衛生組合の概要】

構成市	志木市・新座市・富士見市
設立	昭和39年6月1日
処理面積	51.60km ² (志木市：9.05km ² 新座市：22.78km ² 富士見市：19.77km ²)
処理人口	355,560人 (志木市：76,187人 新座市 166,038人 富士見市 113,335人) (令和6年4月1日現在)
所在地	事務局：富士見市大字勝瀬 480番地

【富士見環境センターの概要】

(敷地面積 20,841.75m² 建築延面積 14,879.76m²)

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	180 t / 24H (90 t × 2基)
焼却灰含有重金属処理施設	15 t / 24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.6 t / 24H
粗大ごみ・ビン処理施設	
粗大ごみ・不燃ごみ系列	25 t / 5H
ビン系列	13 t / 5H
リサイクルプラザ	
資源プラスチック分別処理施設	26 t / 5H

【新座環境センターの概要】

(敷地面積 11,837.60m²)

【東工場（建築延面積 3,245.10m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90 t / 24H
集塵灰含有重金属処理施設	8.4 t / 24H
粗大ごみ切断処理施設	5.0 t / 5H

【西工場（建築延面積 2,527.09m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90 t / 24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.4 t / 24H

⑥ 最終処分

市内を含む、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については埼玉県環境整備センターや民間施設に埋め立てられています。

埋め立てる量を減らすため、焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託して道路路盤材や人工砂の原料としてリサイクルしています。

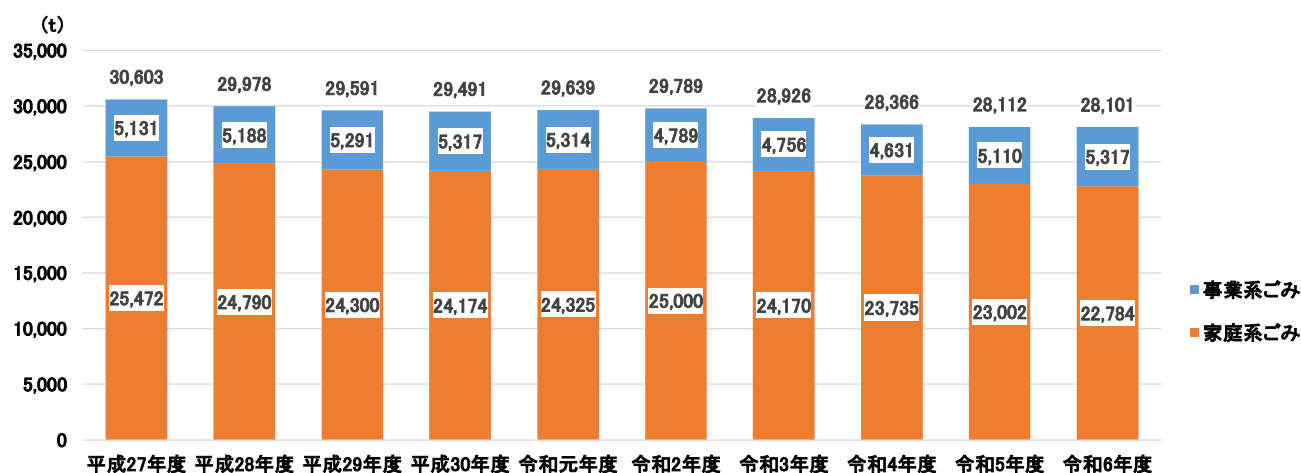


5. ごみ総排出量・処分量の推移

(1) ごみ総排出量の推移

近年、本市のごみ総排出量は、人口や従業者数が増加していますが、減少傾向にあります。令和6年度実績値は28,101 tで、前期計画における令和6年度の推計値28,242 tより141 t少なくなっています。

ごみ総排出量の推移

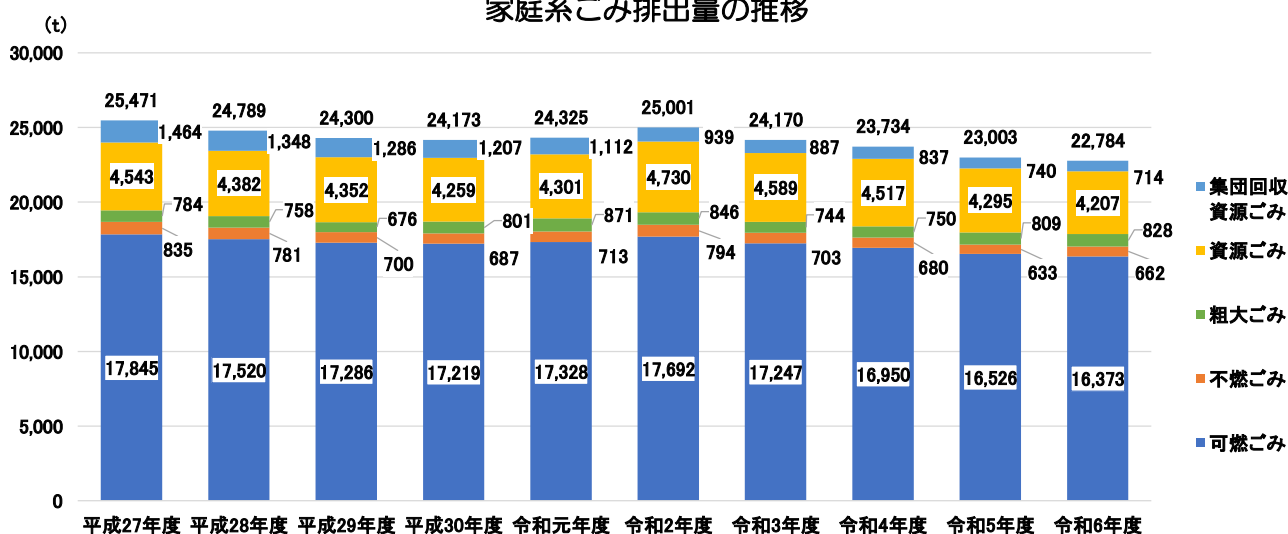


※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみの排出量のうち、可燃ごみと資源ごみは、令和2年度以降減少傾向にあります。

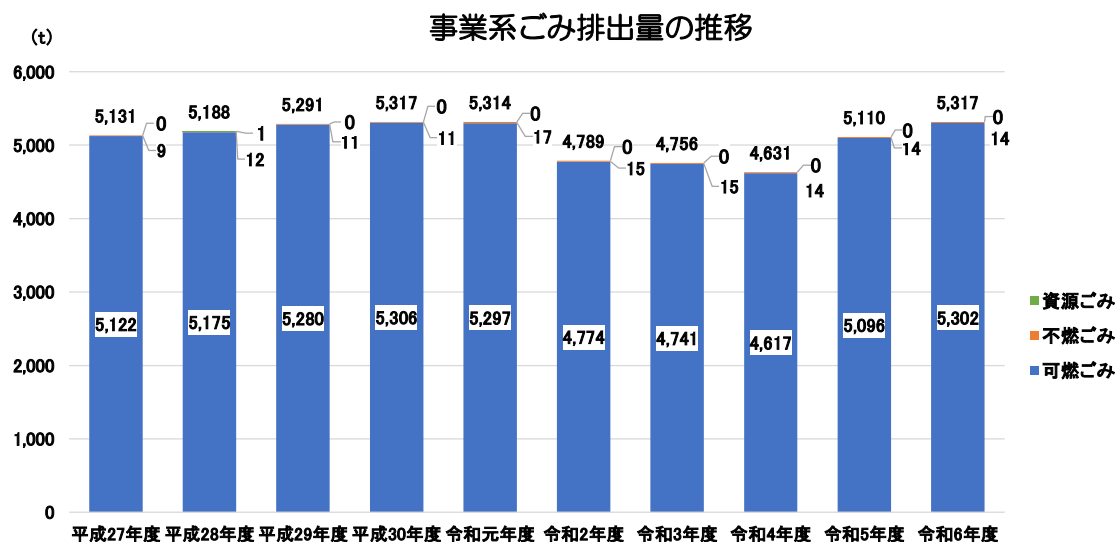
家庭系ごみ排出量の推移



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみは、その大部分を可燃ごみが占めています。令和2年度から新型コロナウイルスの影響により減少していましたが、新型コロナウイルスによる活動自粛が緩和されたこともあり、近年増加傾向にあります。



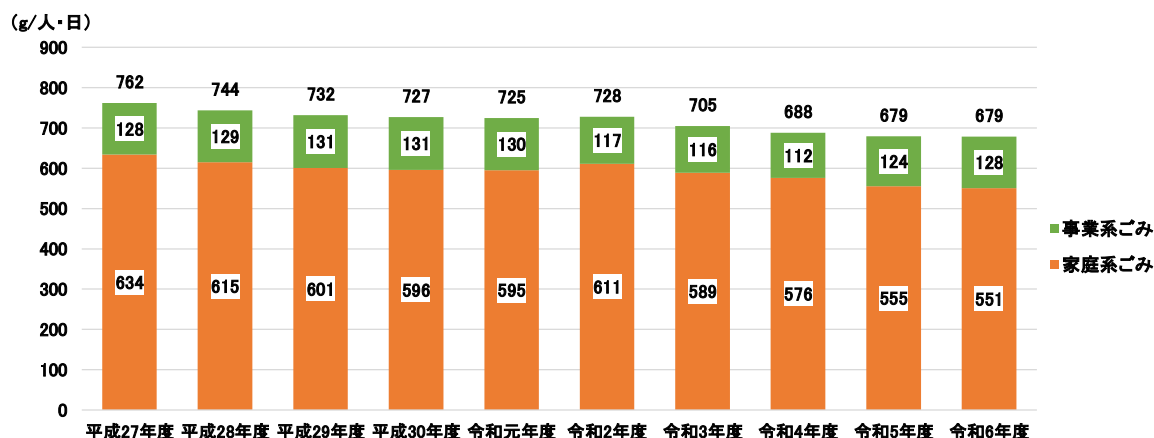
※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(4) 1人1日あたりのごみ総排出量の推移

1人1日あたりの総排出量は令和6年度 679g となり、平成27年度から 83g 減少しています。

そのうち、1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は、令和2年度から新型コロナウイルスの影響により減少したままで、事業系ごみは新型コロナウイルスによる活動自粛が緩和されたこともあり、近年増加傾向にあります。

1人1日あたりのごみ総排出量の推移



※1 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※2 それぞれの算定式は以下のとおりです。

- 家庭系ごみ1人1日あたりの排出量 = 家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系粗大ごみ + 家庭系資源ごみ + 集団資源回収) ÷ 人口 ÷ 年間日数
- 事業系ごみ1人1日あたりの排出量 = 事業系ごみ(事業系可燃ごみ + 事業系不燃ごみ + 事業系資源ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

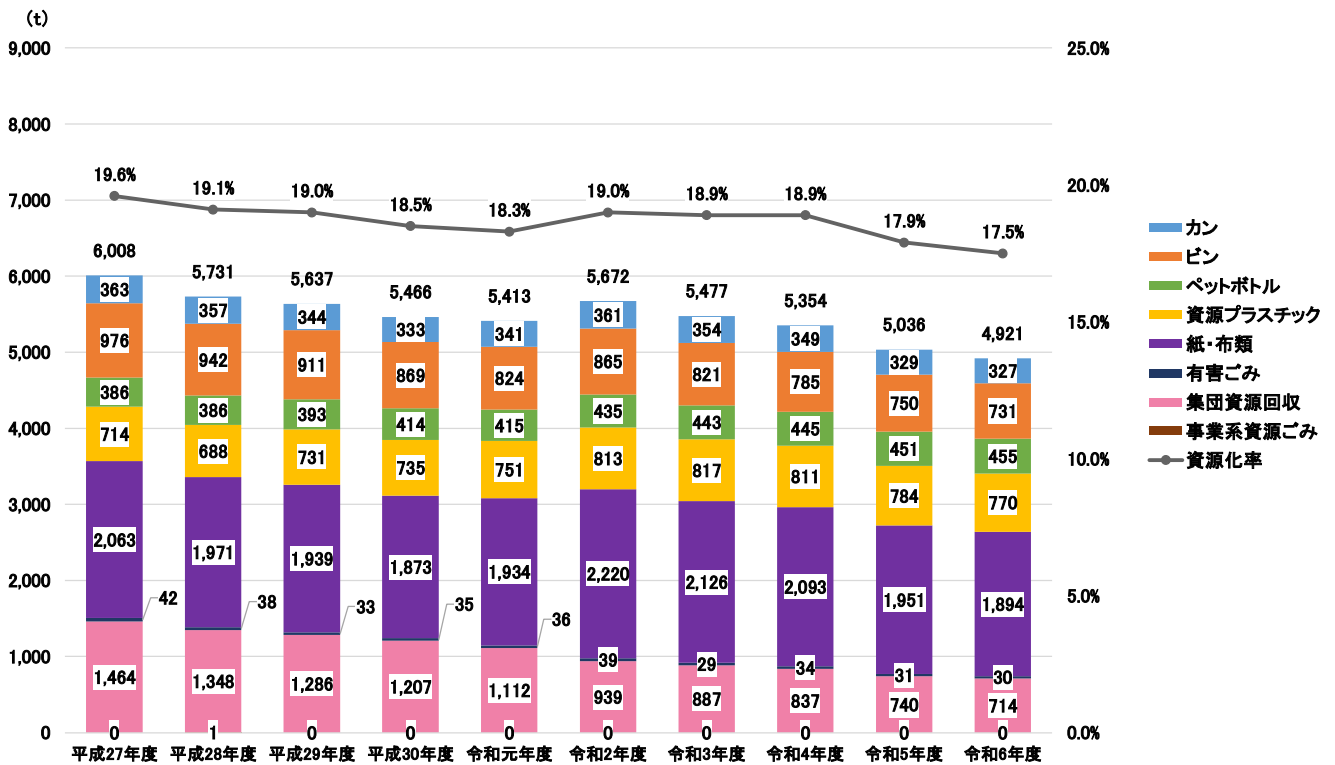
(5) 資源ごみ排出量の推移

資源ごみの排出量は令和2年度に一時増加となりましたが、それ以降減少傾向となり、令和6年度では4,921 tで、資源化率※は17.5%となっています。特に、紙・布類及び集団資源回収量の低下が顕著となっています。その要因として、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や雑誌類の発行部数の減少や店頭回収の増加などが考えられます。

一方、ビンやカンより軽量のペットボトルの出荷量は全国的に増加しており、本市でも回収するビン・カンの重量は減少しています。一方、ペットボトルの数量は増加傾向にありますが、ペットボトル自体の軽量化も進んでいるため、重量自体は大きくは増加していません。

※ 資源化率とは、ごみ総排出量のうち資源ごみの割合を指します。

資源ごみの回収量と資源化率の状況



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(6) 焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移

焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量は、令和6年度 2,937 t で、平成 27 年度より 131 t 減少しています。これは、可燃ごみの総排出量が減少傾向にあることが主な要因となっています。

焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移

(単位：t)

年度	焼却灰	集塵灰	不燃残渣		合計
			粗大・不燃残渣	廃乾電池・廃蛍光管・キレート※	
平成 27 年度	1,906	905	218	40	3,068
平成 28 年度	1,914	882	247	38	3,081
平成 29 年度	1,885	892	236	34	3,047
平成 30 年度	1,936	885	243	34	3,098
令和元年度	1,929	923	266	35	3,154
令和2年度	1,928	937	287	38	3,190
令和3年度	1,600	884	247	30	2,761
令和4年度	1,544	899	238	32	2,713
令和5年度	1,753	922	241	29	2,945
令和6年度	1,806	892	209	30	2,937

※不燃残渣のキレートは、排水中に含まれる重金属を回収するために、排水に投入・回収された固定剤（キレート樹脂）です。重金属を含むため、不燃残渣として取り扱われます。

参考：「志木地区衛生組合の概要」を基に構成市のごみ処理人口で按分

(7) 最終処分量の推移

最終処分量は、令和6年度 1,026 t で、平成 27 年度より 518 t 減少しています。これは、可燃ごみの総排出量が減少傾向にあることや、焼却灰のスラグ化などが進んでいることが主な要因となっています。

最終処分量の推移

(単位：t)

年度	焼却残渣量	処理残渣量	合計
平成 27 年度	1,312	232	1,544
平成 28 年度	1,203	251	1,454
平成 29 年度	1,198	232	1,430
平成 30 年度	923	239	1,162
令和元年度	812	266	1,078
令和2年度	824	273	1,097
令和3年度	784	228	1,012
令和4年度	746	231	977
令和5年度	826	234	1,060
令和6年度	814	212	1,026

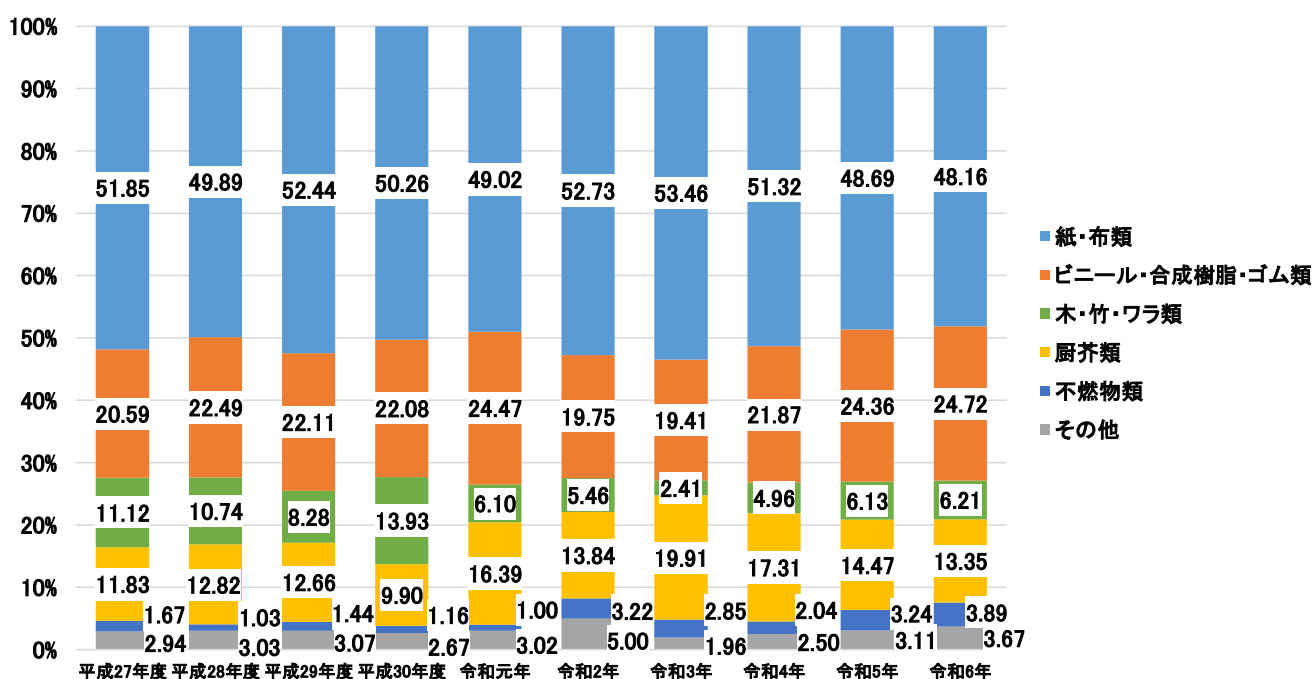
参考：一般廃棄物処理実態調査

6. 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成は、令和6年度で紙・布類が約48.16%、ビニール・合成樹脂・ゴム類が約24.72%、木・竹・ワラ類が約6.21%、厨芥類が約13.35%となっています。紙・布類は減少傾向にあり、ビニール・合成樹脂・ゴム類、厨芥類は増加傾向にあります。この中には、資源として回収すべきものも多く含まれています。

また、可燃ごみの性状分析の結果、令和6年度分の水分の割合は約45.23%となり、直近10年間はほぼ横ばいの状態が続いています。

可燃ごみの種類別組成（乾物基準）



出典：「志木地区衛生組合の概要」

可燃ごみ性状分析結果湿物基準成分一覧

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湿物基準	水分(%)	47.22	50.41	47.09	47.42	48.57	43.32	44.20	48.09	46.49	45.23
	灰分(%)	6.05	5.17	5.65	5.27	4.70	7.37	6.26	5.21	6.48	7.21
	可燃分(%)	46.73	44.42	47.26	47.31	46.73	49.31	49.54	46.70	47.03	47.56
	低位発熱量(kcal)	1,900	2,017	1,963	1,930	2,058	2,287	1,963	2,053	2,172	2,209

※低位発熱量：志木地区衛生組合は、設計値より発熱量が高い傾向にあります。発熱量が高い場合、紙、布、プラスチックなど燃えやすい資源となるものが多く含まれるので、資源化を推進し、ごみ焼却施設を適切に管理するため発熱量を下げる必要があります。

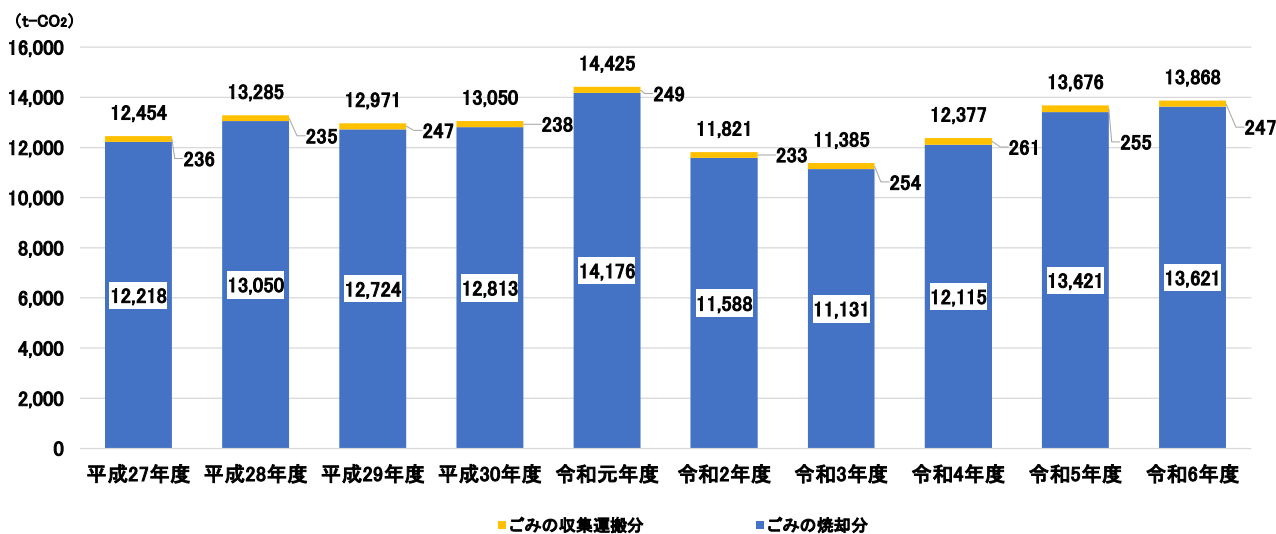
出典：「志木地区衛生組合の概要」

7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

本市のごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量は、令和元年度が最大で 14,425 t - CO₂となりました。この排出量の97%以上は、家庭や事業所から排出されるごみの焼却により発生しています。

また、令和2年度は新型コロナウイルスによる活動自粛の影響で、事業系ごみから排出されるプラスチックの量が大幅に減少したため、温室効果ガスの排出量も減少しましたが、活動自粛の緩和に伴い、排出量は再び増加傾向にあります。

ごみの収集・運搬・焼却に伴う温室効果ガス排出量



焼却量に対するプラスチックの割合

(単位：%)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
割合 (%)	20.59	22.49	22.11	22.08	24.47	19.75	19.41	21.87	24.36	24.72

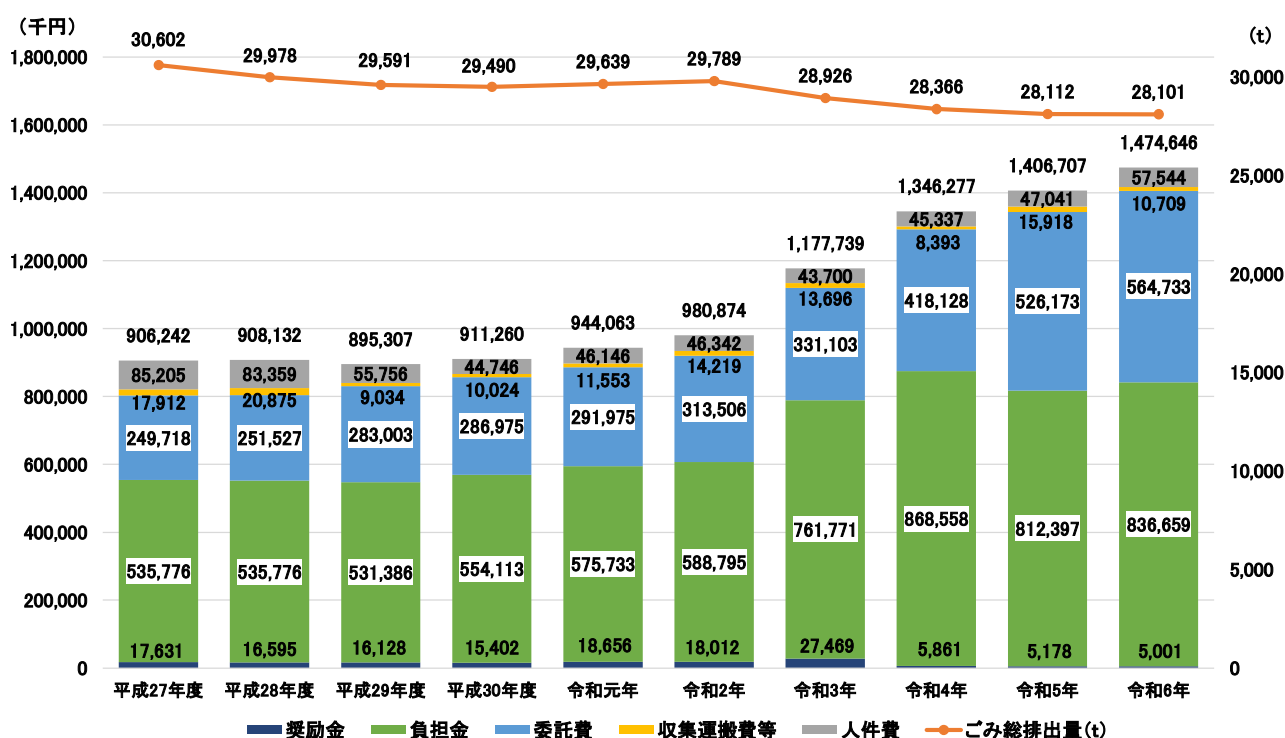


8. ごみ処理経費

令和6年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集・運搬費などで、総額約14億7千万円となっています。ごみ処理人口からみると、1人あたり年間1万3千円程度となっています。

近年、志木地区衛生組合への負担金や許可業者等への委託費が増加しているため、ごみ処理経費は増加傾向にあります。

ごみ処理経費の状況



また、1人あたり年間ごみ処理原価・1kgあたり年間ごみ処理原価は以下のとおりです。

年間ごみ処理原価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1人あたり年間ごみ処理原価(千円)	8.2	8.2	8.1	8.2	8.5	8.8	10.5	11.9	12.4	13.0
1kgあたり年間ごみ処理原価(円)	29.6	30.3	30.3	30.9	31.9	32.9	40.7	47.5	50.0	52.5

9. 不法投棄の現況

不法投棄の発生件数は、令和元年度までは概ね増加傾向にありましたが、令和2年度からは概ね減少傾向にあります。

不法投棄の発生件数、不法投棄物の回収量及び不法投棄に伴う財政負担額は、以下のとおりです。

不法投棄の発生件数

(単位：件)

年度	ごみ集積所	公園	その他	合計
平成27年度	65	0	17	82
平成28年度	26	0	6	32
平成29年度	82	0	26	108
平成30年度	47	2	66	115
令和元年度	80	5	69	154
令和2年度	64	4	34	102
令和3年度	74	6	27	107
令和4年度	53	6	18	77
令和5年度	47	7	17	71
令和6年度	41	7	11	59

不法投棄物の回収量

(単位：kg)

年度	不法投棄物	市民等によるクリーン作戦	
		空き缶	その他のごみ
平成27年度	6,460	520	14,220
平成28年度	4,860	180	11,520
平成29年度	5,950	100	7,700
平成30年度	7,720	160	13,060
令和元年度	5,300	180	10,120
令和2年度	7,360	0	3,480
令和3年度	6,000	0	6,480
令和4年度	4,240	80	5,600
令和5年度	4,281	20	4,860
令和6年度	4,993	20	3,460

不法投棄に伴う財政負担額

(単位：円)

年度	処理委託費等	不法投棄家電 リサイクル料金※1	志木地区衛生 組合負担金※2	処理費総額
平成27年度	159,300	0	386,125	545,425
平成28年度	396,900	208,224	318,168	923,292
平成29年度	327,240	96,432	262,830	686,502
平成30年度	701,498	39,490	410,251	1,151,239
令和元年度	501,200	182,644	303,028	986,872
令和2年度	363,000	103,775	214,258	681,033
令和3年度	308,000	98,700	328,663	735,363
令和4年度	319,000	90,695	303,747	713,442
令和5年度	313,500	49,210	264,740	627,450
令和6年度	473,000	28,520	252,269	753,789

※1 自動車リサイクル手数料を含みます。

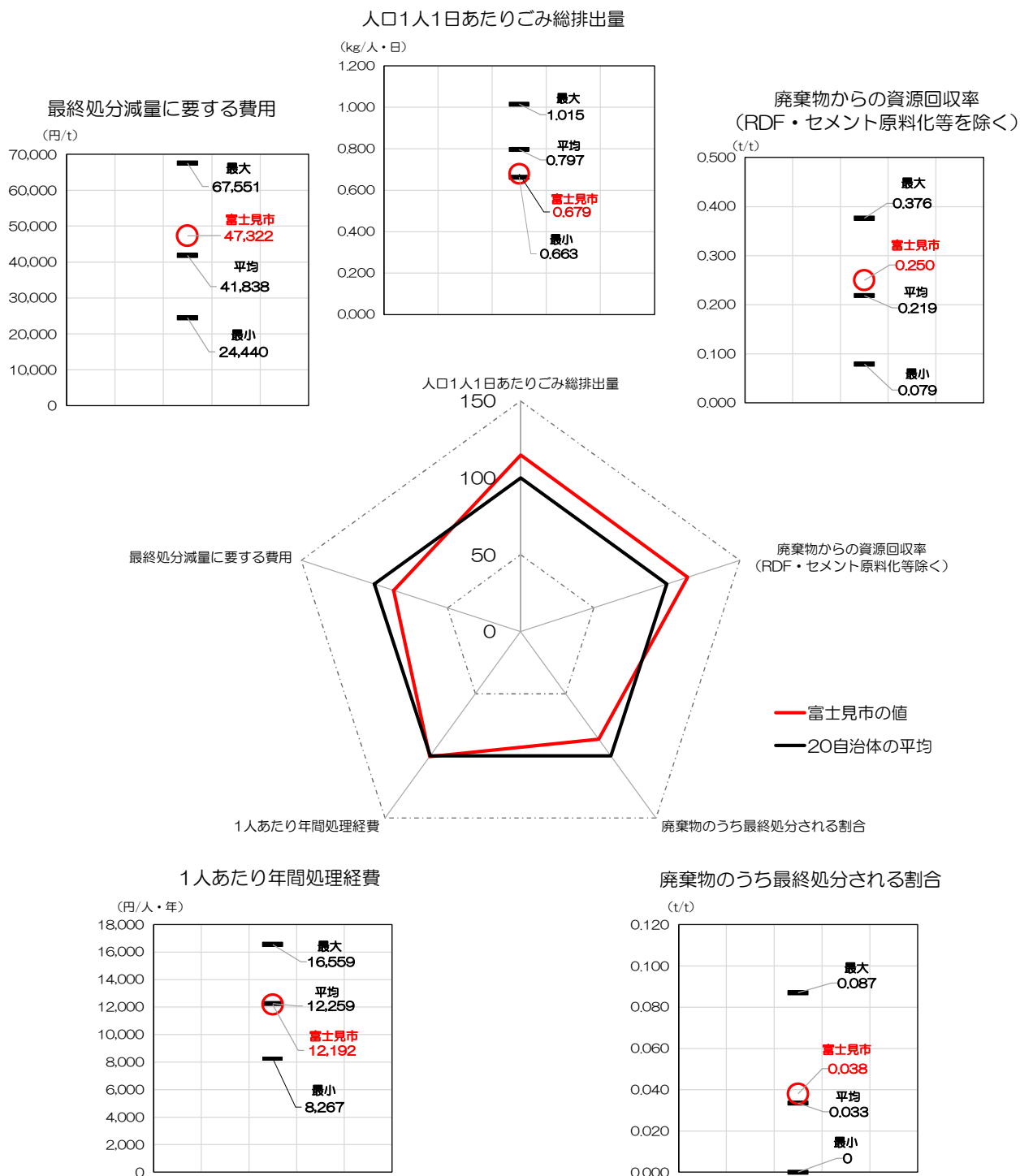
※2 「志木地区衛生組合負担金」は、構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です。



不法投棄防止看板

10. 類似団体との比較

本市とともに、志木地区衛生組合の構成市である志木市と新座市を含む、本市と人口規模が近い県内の20自治体（人口が7万から17万人までの団体）を選定し、5つの指標について令和5年度の実績値を比較しました。中央の五角形は赤い線が外側に行くほど平均値より良い値となっています。



市町村名	人口 R5/10/1 現在 (人)	1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	1人あたり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
新座市	165,876	0.723	0.251	0.038	11,352	41,093
久喜市	150,824	0.770	0.253	0.015	14,928	52,778
狭山市	148,982	0.748	0.271	0.006	12,381	40,767
入間市	144,945	0.781	0.238	0.061	13,031	44,297
朝霞市	144,871	0.690	0.302	0.028	9,335	36,657
戸田市	142,114	0.844	0.192	0.046	10,236	31,924
三郷市	141,990	0.846	0.161	0.087	8,267	25,749
深谷市	141,448	1.015	0.118	0.012	10,987	29,323
鴻巣市	117,658	0.776	0.162	0.002	11,860	40,388
ふじみ野市	114,155	0.702	0.215	0.014	13,945	54,385
富士見市	113,165	0.679	0.250	0.038	12,192	47,322
加須市	112,074	0.946	0.376	0.028	15,304	43,454
坂戸市	99,572	0.707	0.184	0.037	13,726	50,298
八潮市	92,846	0.886	0.154	0.054	9,916	28,326
東松山市	91,018	0.843	0.188	0.080	13,243	45,182
和光市	84,864	0.706	0.236	0.040	12,405	48,772
飯能市	78,446	0.771	0.213	0.000	13,507	47,344
行田市	78,425	0.917	0.079	0.010	9,758	24,440
本庄市	77,361	1.012	0.112	0.033	12,357	33,495
志木市	76,454	0.703	0.289	0.036	12,144	45,046
桶川市	74,571	0.663	0.348	0.038	16,559	67,551
平均値	113,889	0.797	0.219	0.033	12,259	41,838
最大値	165,876	1.015	0.376	0.087	16,559	67,551
最小値	74,571	0.663	0.079	0.000	8,267	24,440

※ 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)を用いて算定しているため、市が公開しているデータと合わない場合があります。

【分析・評価】

分析・評価項目	分析	評価
1人1日あたりごみ総排出量	類似団体 20 自治体の平均値より低い排出量となりました。	◎
廃棄物からの資源回収率	類似団体 20 自治体の平均値より高い資源回収率となりました。	◎
廃棄物のうち最終処分される割合	類似団体 20 自治体の平均値より最終処分される焼却灰等が多くなっています。	△
1人あたり年間処理経費	類似団体 20 自治体の平均値より若干低めとなっています。	○
最終処分減量に要する費用	類似団体 20 自治体の平均値より高め費用となっています。	△

【評価指標】 類似団体と比較して値が ◎非常に良い ○良い △多少劣る ×劣る

第2章 第3次計画の進捗

1. 数値目標の達成状況（中間）

（1）目標の達成状況

第3次計画の令和7年度目標に対する令和6年度実績を踏まえた進捗率は、下表のとおり概ね順調に進捗していますが、資源化率は令和6年度実績が令和元年度実績を下回っています。

この要因として、容器包装の軽量化などによりごみの減少が進んでいることが考えられるとともに、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や雑誌類の資源物も減少していることや、資源ごみが可燃ごみとして捨てられていることが考えられます。事業系ごみの排出量は令和元年度から若干の増加にとどまっています。

項目		令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 目標	目標までの 達成率 ^{※4}
①家庭系生活 ごみ	家庭系生活ごみ排出量 (t) ※1 (集団資源回収回収量を含む)	24,325	22,784	22,292	97.8%
	増減率 (%) ^{※3}	—	-6.3	-8.4	
	1人1日あたりの家庭系ご みの排出量 (g) (集団資源回 回収量を含む) ^{※2}	595	551	544	98.7%
	増減率 (%) ^{※3}	—	-7.4	-8.6	
②事業系ごみ	事業系排出量 (t)	5,314	5,317	5,265	99.0%
	増減率 (%) ^{※3}	—	+0.1	-0.9	
③最終処分量	最終処分量 (t)	1,078	1,026	1,045	101.9%
	増減率 (%) ^{※3}	—	-4.8	-3.1	
④全体 (③を除 く)	人口 ^{※5}	111,674	113,387	112,269	
	ごみの総排出量 (t) (家庭系ごみ+事業系ごみ)	29,639	28,101	27,557	98.1%
	増減率 (%) ^{※3}	—	-5.2	-7.0	
	1人1日あたりのごみの排 出量 (g/人・日)	725	679	672	99.0%
	増減率 (%) ^{※3}	—	-6.3	-7.3	
	資源化率 (%)	18.3	17.5	19.9	87.9%

※1 家庭系生活ごみ排出量 (t) = 家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ + 集団資源回収量

※2 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量 (g) = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ + 集団資源回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※3 増減率 = (令和6年度実績 ÷ 令和元年度実績 - 1) × 100

※4 目標までの達成率 = 令和7(6)年度目標 ÷ 令和6(7)年度実績 × 100 ※()は資源化率の場合

※5 令和7年度目標の人口は、前期計画の富士見市人口ビジョンによる推計人口です。

(2) 国・県の目標値との比較

国は、廃棄物処理基本方針において、埼玉県は、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画において、一般廃棄物の減量化・資源化の目標を下表のとおり設定しています。本市は、最終処分量及び家庭系生活ごみの排出量については、国の廃棄物処理基本方針及び埼玉県の計画目標を達成していますが、ごみの総排出量及び事業系ごみ排出量、再生利用率については達成していません。

項目	令和7年度目標		富士見市 令和6年度実績
	国	県	
ごみの総排出量	平成24年度比 約16%減	—	平成24年度比 約6.3%減
最終処分量	平成24年度比 約31%減	28g/人・日	40%減 25g/人・日
1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) ^{※1}	440	440	432
事業系ごみ排出量	—	平成30年度比 約16%減	平成30年度比 約0.04%増
再生利用率 ^{※2}	—	33.6%	24.9%

※1 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = 家庭系ごみ排出量(集団回収量と資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※2 再生利用率：中間処理施設から出た資源化量を含む。

2. 各施策の進捗状況（前期）

第3次計画における各施策の進捗状況は、次のとおりです。

【施策の評価】

評価指標は、次のとおり5段階で表記

A：大きく進展している B：順調である C：概ね順調である

D：多少遅れが出ている E：大幅に遅れが出ている

基本施策		施策		取組内容	
環境教育・環境学習の推進と意識啓発	B	市民への意識啓発	B	教育機関での環境教育の推進	C
				住みよい環境づくりのための啓発活動	B
		行政職員の取組	B	減量化、再生利用、適正排出の情報提供	B
				環境課題に対する取組	B
4Rの推進	B	リフューズ・リデュースの推進	B	ごみの減量に向けた施策の普及啓発	B
				食品ロスの削減	C
				生ごみの減量化と生ごみ水切りの推進	B
		リユースの推進	A	ICTを活用したリユースの推進	A
				リユース活動の充実	A
		リサイクルの推進	C	剪定枝、廃食用油の再生利用の研究	A
				資源の有効活用の推進	C
				資源の店頭回収の推進	E
適正な収集・運搬・処理体制の推進	B	持続可能な収集・運搬の推進	C	市民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備	B
				家庭ごみの有料化の検討	E
		適正な処理・処分の推進	A	費用対効果を意識した事業実施	A
				不法投棄防止対策の強化	A
		適正な処理・処分のための体制構築	B	志木地区衛生組合、構成市との連携	B
市民、事業者、行政のパートナーシップの確立	B				

(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発

施策	取組内容	主な取組	進捗状況
1) 市民への意識啓発	①教育機関での環境教育の推進 幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関での環境教育を推進します。	①-1 学校を中心とした環境学習の充実を図るとともに、まちづくり講座実施を働きかけます。	①-1 新型コロナウイルスの影響などにより学校へのまちづくり講座の実施ができませんでしたが、活動再開に向け学校への実施の働きかけを検討しています。
		①-2 現状の環境問題に沿った内容の環境教育を行なうため、教育教材の提供を検討します。	①-2 ・小・中・特別支援学校の児童・生徒を対象にエコライフDAY & WEEK埼玉への参加呼びかけを実施しました。また、小学生1年生に対しエコバッグを配布し、参加者増加に取り組んでいます。 ・小・中・特別支援学校の児童・生徒を対象に環境問題啓発ポスターの作品募集を実施しています。 ・毎年、小学校5年生に「富士見市環境基本計画こども版」「探してみよう！富士見市の湧水」を配布しています。
		②-1 ごみに対する問題を把握するため、富士見市アンケートモニター制度を活用し、市民意識調査を実施します。	②-1 ・第17回市民意識調査の自由回答で、ごみ収集の意見をいただきました。 ・令和7年7月にごみ集積所やごみ収集に関する課題について、富士見市アンケートモニター制度によるWEBアンケートを実施しました。
	②住みよい環境づくりのための啓発活動 本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識の醸成が必要となります。市民一人ひとりに、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。	②-2 ごみ分別アプリを周知することにより、ごみの分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。	②-2 転入者にごみ分別アプリのチラシを配布し周知を図ったこともあり、アプリのダウンロード件数が増加しました。
		②-3 地域のニーズに合った啓発活動を実施します。	②-3 新型コロナウイルスの蔓延から、まちづくり講座の実施ができませんでしたが、活動自粛が緩和されたため、令和5年度から地域団体におけるまちづくり講座を実施しました。

施策	取組内容	主な取組	進捗状況
2) 事業者への意識啓発	①減量化、再生利用、適正排出の情報提供 事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいくことが必要です。そのため、事業者によるごみの減量化・資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。	①-1 商工会や許可業者を通じ、市内事業者に対して、資源化施設の情報提供や、減量化メニューの提案などの取組を実施します。	①-1 商工会を通じ、市内事業者に対して、生ごみバイオガス化施設の情報提供をしました。
		①-2 エコアクション21、ISO14001などの環境マネジメントシステムを啓発し、事業者の自主的な環境負荷低減の取組の支援を検討します。	①-2 近隣市町（川越市、狭山市、上尾市、坂戸市、日高市、川島町）との共同により、環境省策定の企業価値向上ツール「エコアクション21」認証取得に向けた事業者向け無料研修会を開催しました。
3) 行政職員の取組	①環境課題に対する取組 職員一人ひとりが、ごみの減量化に向けた行動に率先して取り組む必要があります。	①-1 タブレットなど電子媒体を活用したペーパーレス化を更に推進していきます。	①-1 令和5年10月から全庁的に文書管理・電子決済システムを導入し紙媒体を減らしました。
		①-2 環境負荷のできるだけ少ない製品を選ぶグリーン購入を推進していきます。	①-2 令和4年度に「富士見市グリーン購入推進に関する基本方針」を策定し、環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。
		①-3 マイバッグ、マイボトルの持参により、プラスチックごみを削減していきます。	①-3 新入職員や管理職等に対して、市公共施設内のごみの減量化について、職員研修を毎年実施しています。
②4R推進のための効果的な取組の調査、研究 本市のごみの減量化・資源化を推進するため、4Rの取組の推進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、その進捗状況や成果について行政から、市民や事業者積極的に情報提供を行っていきます。	②-1 本市の特性に合った効果的な取組の調査・研究を行い、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供します。	②-1 ・令和6年度からリチウムイオン蓄電池をごみ集積所に有害ごみで排出できるように分別方法を変更し、市民に周知しました。 ・令和6年10月からリサイクルできる細かい紙の「雑紙（ざつがみ）」を紙袋でも出せるように分別方法を変更し、市民に周知しました。 ・令和6年4月に民間事業者と家電4品目及び小型家電等排出に関する協定を締結し、民間事業者による家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の自宅回収もできるような廃棄方法の選択肢を増やし、市民に周知しました。	

(2) 4Rの推進

施策	取組内容	主な取組	進捗状況	
1) リフ ユーズ・ リデュースの推進	①ごみの減量に向けた 施策の普及啓発	①-1 必要なものを必要な 分だけ買う、買い物 の時はエコバッグ・マイ バッグを持参する、レ ジ袋や過剰包装を断 るなど、ごみ減量化に 向けたライフスタイル の見直しを市民に 啓発します。	①-1 ・ごみを出さないライフスタイル の定着を図るため、埼玉県と連携 して「みんなでマイボトル運動」 を推進しています。 ・富士見ふるさと祭りでは、環境 に配慮した取組を推進するため、 エコストローや食品ロス削減マ グネットシート、パンプー配合カ トラリー、むぎわら配合タンブラ ー等の配布を行いました。	
	②食品ロスの削減	可燃ごみの中には、まだ 食べられるのに捨てら れている手つかずの食 品や食べ残しなどが多 く含まれているため、食 品ロス削減の取組を推 進していきます。	②-1 フードドライブの実 施場所を拡大し、市民 が利用しやすい方法 を検討します。	②-1 令和6年10月から民間団体や事 業者にフードドライブに必要な 物品を貸出す事業を開始しまし た。
			②-2 食べ残した料理を持 ち帰る mottECO 活 動の普及やドギーバ ッグなど、外食時に食 べることができな かった料理を持ち帰 る容器の普及を検討 します。	②-2 食べ残した料理の持ち帰りは、ご みの減量化につながりますが、食 中毒のリスクもあるため、引き続 き検討しています。
			②-3 廃棄される可食部分 を使い切るレシピを 作成し、周知してい きます。	②-3 環境省や農林水産省の取組を参 考に、野菜等の食材を使い切るレ シピをホームページで周知を検 討しています。
			②-4 ポスターなどを作成 し、食べきりタイム を周知していきます。	②-4 ホームページにて「食べきりタ イム」を実践しよう!」を掲載し、 周知しています。
	③生ごみの減量化と生 ごみ水切りの推進	家庭から排出される可 燃ごみには、生ごみが 多く含まれていること から、生ごみの減量化を 図る必要があります。	③-1 複数の水切りグッズ をモニター参加者に 配布し、水切りグッズ の使いやすさ等のア ンケートを行うこと で、市民が利用しや すい水切り方法を 検討します。	③-1 令和4年度に生ごみの水切りモ ニターを募集し、配布した水切り グッズを72名の方に実施してい ただきました。アンケートの結果、 使いやすいという意見の割合が 一番多いのはしぼりっこXと なり、使いにくいという意見の割 合が一番多いのは水切りダイエ ットという結果が得られました。
			③-2 家庭から排出される 生ごみの減量化を 図るため、家庭で 手軽にできる生ご み処理の方法を 検討します。	③-2 家庭生ごみそのものをバイオガ ス化し、資源として活用できない か検討しています。

施策	取組内容	主な取組	進捗状況
2) リユースの推進	①ICT を活用したリユースの推進 家庭から出るリユース品が広く活用されることが、ごみ減量化の取組の一つとなります。ICTを活用することにより、多くの人に製品・商品の再利用の推進を図っていきます。	①-1 掲示板アプリやフリマアプリを活用し、製品・商品の再利用の推進を図ります。	①-1 掲示板アプリやフリマアプリはトラブルなど安全上の問題があり、代わりに令和5年6月に民間業者と不用品のリユースに関する協定を締結し、インターネット上で複数のリユースショップの買い取り価格を比較して、不用品の売却ができるようホームページで公表しています。
		①-2 「ゆずります・ゆずってください」コーナーについても、ホームページを活用し、再利用の推進を図ります。	①-2 広報の「くらしのリユース（不用品の譲り合いコーナー）」をホームページに常時掲載し、再利用の推進を図っています。
	②リユース活動の充実 資源の再利用とごみ減量化のため、従来のフリーマーケットなどのリユース活動のほか、様々なリユース活動を推進していく必要があります。就学、卒業時など物品の入れ替えが多い時期や対象者に合った方法を検討し、リユース活動の場を広げていきます。	②-1 エコピンテージバンク（おさがりバンク）のような、家庭で不要になった物を必要な人に橋渡しをする取組を検討します。	②-1 ・子ども未来応援センターのホームページにて、市内中学校、富士見高校の制服等リユースのサポートをしています。 ・志木地区衛生組合で再生家具の販売を行っています。
		②-2 富士見ふるさと祭りでフリーマーケットブースを設置するほか、フリーマーケットやバザーの支援について検討します。	②-2 富士見ふるさと祭りでフリーマーケットの募集件数を40件（R5）から55件（R6）に増やしました。
3) リサイクルの推進	①剪定枝、廃食用油の再生利用の研究 ごみの減量化対策として、資源循環が重要となります。剪定枝や廃食用油の資源化の促進を図ります。	①-1 公立保育園での廃食用油の資源化を継続するとともに、家庭から排出される剪定枝等、木くず類や廃食用油の資源化、収集方法等について調査・研究を行います。	①-1 ・家庭から出る剪定枝の資源化については、分別や収集、運搬、処理等多くの課題があり、引き続き検討しています。 ・家庭用廃食用油は拠点回収を開始しました。（令和5年度：3か所、令和6年度：10か所）
		②資源の有効活用の推進 家庭から排出される資源ごみの有効活用を図るため、集団資源回収の支援や、市では収集できない消火器やバッテリーなどの処理困難物の拠点回収を行います。	②-1 広報富士見、ホームページ、ごみ分別アプリやまちづくり講座を通じ、集団資源回収の実施を周知し、地域の自主的な集団資源回収の実施を促します。
	②-2 処理困難物の適正な排出の促進を図るため、広報富士見、ホームページやごみ分別アプリを活用して処分方法を周知するとともに、拠点回収の利用の拡大を図ります。		②-2 平成14年から市役所駐車場などを利用し、2年に1回環境施策推進市民会議主催で処理困難物（タイヤ、消火器、石、中身入りスプレー缶など）の一斉回収を実施しています。

施策	取組内容	主な取組	進捗状況
3) リサイクルの推進	<p>③資源の店頭回収の推進</p> <p>市内のスーパーなどの小売業者には、資源（ペットボトル、アルミ缶、食品トレイなど）の店頭回収に取り組んでいる店舗があります。回収された資源はリサイクルされるため、店舗と連携し、店頭回収を推進します。</p>	<p>③-1</p> <p>店頭回収は、リサイクルの促進になるほか、市民の利便性の向上につながるため、ホームページなどで周知し、積極的な利用を推進します。</p>	<p>③-1</p> <p>店頭回収をホームページ掲載などで周知し、積極的な利用を推進するため、市内の店頭回収の状況調査や店舗との連携を検討しています。</p>

(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進

施策	取組内容	主な取組	進捗状況
1) 持続可能な収集・運搬の推進	<p>①市民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備</p> <p>本市で生活する全ての人々が、ごみ集積所に出しやすい体制を構築するとともに、温室効果ガスの排出を抑制できるよう、効率的な収集・運搬体制の整備を図ります。</p>	<p>①-1</p> <p>許可業者、資源回収業者及び志木地区衛生組合と協議し、収集・運搬体制の見直しと収集・運搬の合理化・効率化について検討します。</p>	<p>①-1</p> <p>令和4年度から、集積所における紙・布類の定期資源回収を従来の奨励金を支払う方法から業務委託で実施するように変更したことで、安定した収集運搬体制を整備しました。</p>
		<p>①-2</p> <p>ふれあい収集は、高齢者等の生活状況や、今後の利用者の増加に合わせた収集・運搬体制の見直しを検討します。</p>	<p>①-2</p> <p>ふれあい収集については、利用者の増加により、令和6年度から収集曜日を週2日から週3日に増やしました。</p>
	<p>②家庭ごみ有料化の検討</p> <p>ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る観点から、家庭ごみ有料化の必要性について検討します。</p>	<p>②-1</p> <p>将来的な選択肢として家庭ごみ有料化について、他自治体の事例も参考にしながら関係団体等と導入の必要性について検討します。</p>	<p>②-1</p> <p>家庭ごみの有料化は、年々増加するごみ処理経費と関連することから、平成30年度から令和2年度まで志木地区衛生組合や構成3市と検討しました。</p>
2) 適正な処理・処分の推進	<p>①費用対効果を意識した事業実施</p> <p>ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、ごみ処理経費の削減方策の検討、ごみの収集・処理に関する現行体制の見直しなど、効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。</p>	<p>①-1</p> <p>ごみ処理経費の削減方策及び体制の見直しを検討します。</p>	<p>①-1</p> <p>令和6年12月から粗大ごみの電子申請システム(県共同利用)を変更し、受付まで自動化されたシステムを導入しました。これにより、24時間365日申し込みが可能になるなど、業務の効率化を図りました。</p>

施策	取組内容	主な取組	進捗状況
2)適正な処理・処分の推進	②不法投棄防止対策の強化 不法投棄は、法律で禁止され、違反した場合は罰則規定もあります。また、まちの景観を害することから、不法投棄の撲滅を目指し、対策を強化していきます。	②-1 適切なごみの出し方を周知することにより、適正な排出を促します。	②-1 ごみの適切な捨て方について、ごみ分別アプリや「保存版 家庭ごみと資源の出し方パンフレット」、ホームページで周知しています。
		②-2 ごみ集積所管理システムや、ごみ分別アプリの通報機能を活用し、不法投棄されやすい場所を特定することで、不法投棄パトロールの強化と合わせ、看板の設置等の不法投棄防止対策を推進します。	②-2 ・令和7年2月より埼玉県産業廃棄物指導課と連携し、ごみ拾い促進プラットフォームアプリ「SNSピリカ」を用いた不法投棄通報管理システムの運用を開始し、不法投棄情報により速やかな対応を行っています。 ・不法投棄パトロールを定期的実施しています。 ・毎年、埼玉県西部環境管理事務所の県下一斉合同監視パトロールの実施に参加しています。
3)適正な処理・処分のための体制構築	①志木地区衛生組合、構成市との連携 本市から排出されるごみの大半は、志木地区衛生組合に搬入されることから、志木地区衛生組合及び構成市である新座市、志木市との連携を強化していきます。	①-1 ごみの組成調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市と情報を共有し、地域ごとのごみの排出状況の確認を行います。	①-1 志木地区衛生組合から定期的に地域ごとの「家庭系ごみ質調査票」の提供を受けて、データベース化を行い、地域ごとのごみ排出状況の確認中です。
		①-2 事業系ごみの排出抑制や減量化に向けた基礎資料とするため、事業者等に実態調査を行います。	①-2 排出量が概ね月間4tを超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握し、立入検査を実施しました。
		①-3 災害廃棄物処理計画を策定し、志木地区衛生組合、構成市と情報共有を図り、災害廃棄物を円滑に処理できる体制の構築に努めます。	①-3 令和4年4月に、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実行に必要な事項を定めた、富士見市災害廃棄物処理計画を策定し、志木地区衛生組合と情報を共有しました。
		①-4 志木地区衛生組合、構成市と連携し、更なるごみの減量化、資源化を推進し最終処分量の減量化を図ります。	①-4 最終処分量は、焼却量の減少や焼却灰のスラグ化などのリサイクルが進んでいるため減少しています。

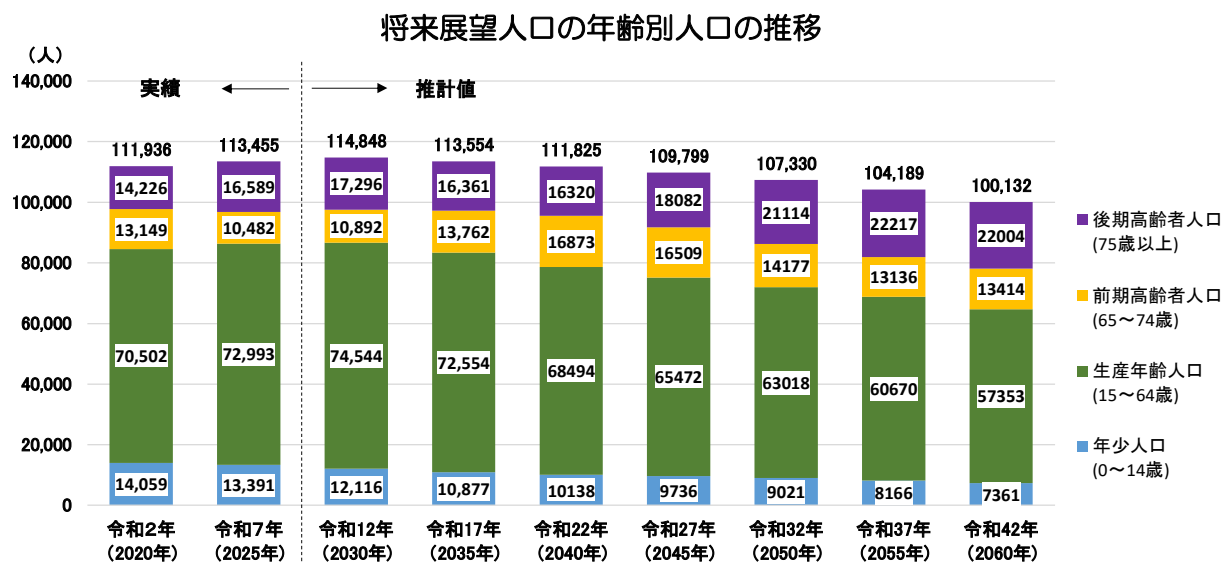
施策	取組内容	主な取組	進捗状況
3)適正な処理・処分のための体制構築	<p>②市民、事業者、行政のパートナーシップの確立</p> <p>市民、事業者、行政による協働は、ごみの減量化・資源化だけでなく、地球規模のあらゆる環境課題に一丸となって取り組むためにも重要であることから、三者のパートナーシップの確立を図っていきます。</p>	<p>②-1 市民、事業者、行政の連携を強化し、様々な分野でパートナーシップによる取組を推進します。</p> <p>②-2 商工会、商店会連合会や地域団体等と連携し、事業系ごみの減量化・資源化の拡大に向けた取組を検討します。</p>	<p>②-1 富士見市環境施策推進市民会議を中心に、協働で街頭キャンペーン、処理困難物一斉回収及び環境講座などを実施しています。</p> <p>②-2 商工会を通じ、市内事業者に対して、生ごみバイオガス化施設の情報提供をするとともに、環境省策定の企業価値向上ツール「エコアクション21」認証取得に向けた事業者向け無料研修会の周知をしました。</p>

第3章 将来予測

1. 人口の将来予測

令和7年8月に市が策定した人口ビジョンでは、令和42年までに市民の希望出生率（1.0）を維持し、過去5年間と同じ水準での社会増を達成することとした場合の展望人口は、令和42年に100,132人となる見込みです。

本計画の最終年度となる令和12年度までは、年少人口は減少傾向にあります。一方、生産年齢人口、前期高齢者（75歳未満）、後期高齢者（75歳以上）は増加することが予想されます。



※出典：富士見市人口ビジョン

2. 事業所数・従業者数の将来予測

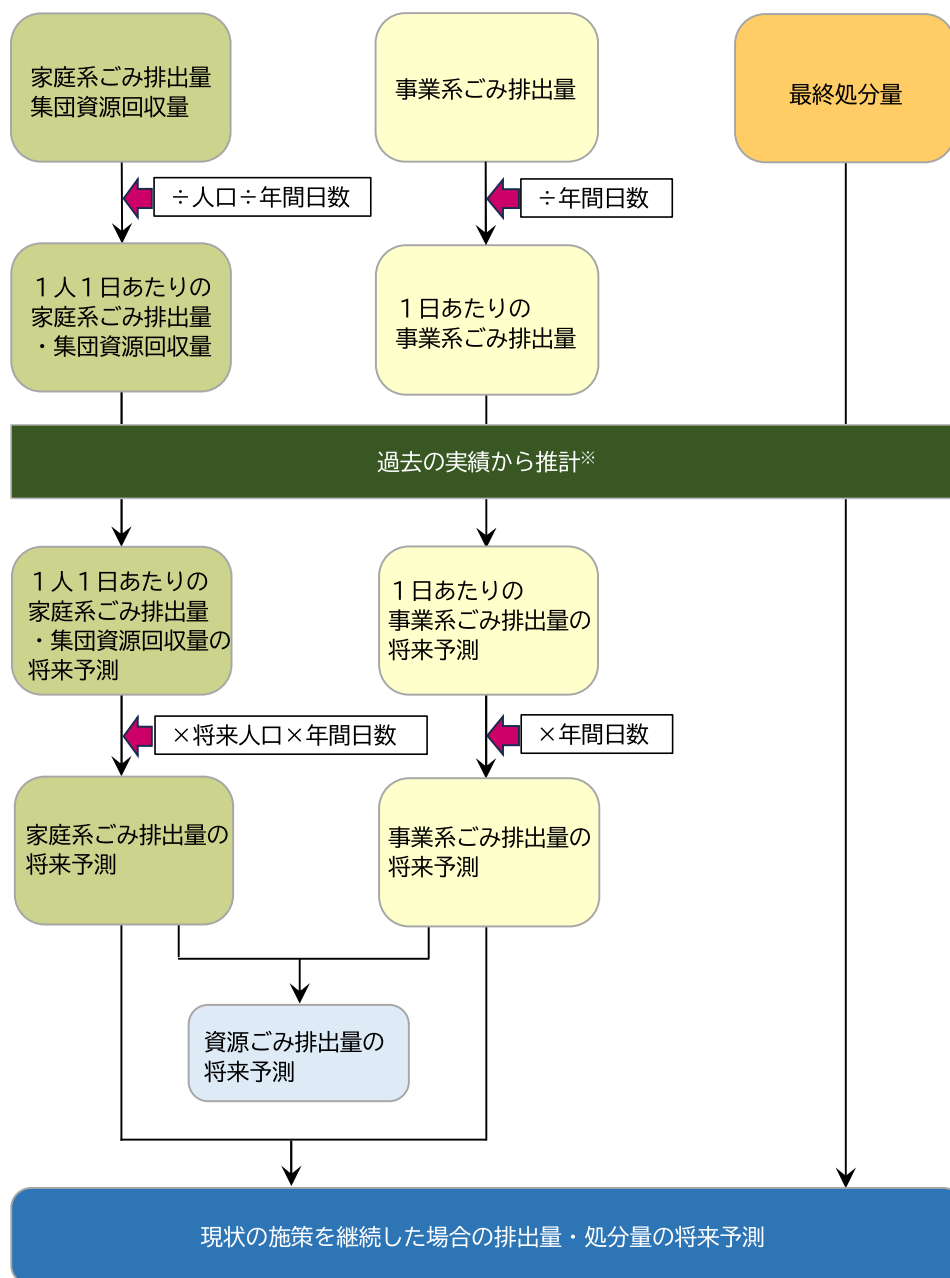
市内の事業所数は、事業者個々の状況や産業団地整備、空き店舗の活用、起業支援などにより、ほぼ横ばいで推移していくと予測されます。また、従業者数は、富士見上南畑地区産業団地の整備などにより、増加することが見込まれます。

3. ごみ排出量・処理量の将来予測

ごみ処理量の将来予測は、現状の施策の継続により過去の傾向が将来も続いていくと仮定して、ごみの排出量・処分量がどのように変化するかを予測しました。

家庭系ごみは人口変動に関連し、事業系ごみは社会状況等の影響を受けるため、家庭系ごみ（集団資源回収を含む）と事業系ごみを別々に予測し、過去の実績をもとに処分量を予測しました。

ごみ排出量の予測方法のイメージ



※ 過去（平成27年度から令和6年度）の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量、1日あたりの事業系ごみの排出量及び最終処分量の傾向から予測し、今後も同率で増減していくと仮定し、将来予測値としています。

(1) 家庭系ごみの将来予測

家庭系ごみは、人口の増加によりごみ量が増加するため、過去の実績をもとに、1人1日あたりの排出量を原単位とし、将来人口を乗じて排出量を予測しました。

家庭系ごみの将来予測値

単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
家庭系ごみ	25,003	24,171	23,734	23,004	22,784	22,539	22,305	22,077	21,856	21,640	21,431
可燃ごみ	17,692	17,247	16,950	16,526	16,373	16,217	16,064	15,912	15,762	15,613	15,466
不燃ごみ	794	703	680	633	662	647	632	618	603	590	576
資源ごみ	4,732	4,590	4,517	4,296	4,206	4,180	4,154	4,130	4,107	4,085	4,064
ビン	865	821	785	750	731	708	686	665	644	624	605
カン	361	354	349	329	326	322	319	315	312	308	305
ペットボトル	435	443	445	451	455	463	472	481	490	499	508
資源プラスチック	813	817	811	784	770	777	784	791	799	806	813
紙・布類	2,220	2,126	2,093	1,951	1,894	1,879	1,865	1,851	1,836	1,822	1,808
有害ごみ	38	29	34	31	30	29	28	27	27	26	25
粗大ごみ	846	744	750	809	828	836	845	854	862	871	880
集団資源回収	939	887	837	740	714	660	610	563	521	481	444

※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※令和2年度から令和6年度までは実績値です。

(2) 事業系ごみの将来予測

事業系ごみは、事業活動の状況によりごみ量が増加するため、過去の実績をもとに、1日あたりの排出量を原単位とし、年間日数を乗じて排出量を予測しました。

事業系ごみの将来予測値

単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
事業系ごみ	4,789	4,756	4,631	5,110	5,317	5,347	5,376	5,404	5,433	5,461	5,490

※令和2年度から令和6年度までは実績値です。

(3) 資源ごみの将来予測

資源ごみは、家庭系ごみの将来予測から排出量を予測しました。

資源ごみの将来予測値

単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
資源ごみ	4,732	4,590	4,517	4,296	4,206	4,180	4,154	4,130	4,107	4,085	4,064
集団資源回収	939	887	837	740	714	660	610	563	521	481	444
資源回収量合計	5,671	5,477	5,354	5,036	4,920	4,839	4,764	4,694	4,628	4,566	4,509

※事業系の資源ごみについては1t未満のため反映されていません。

※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※令和2年度から令和6年度までは実績値です。

(4) 最終処分量の将来予測

最終処分量は、過去の実績をもとに予測しました。

最終処分量の将来予測値

単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
最終処分量	1,097	1,012	977	1,060	1,026	982	940	899	861	824	788

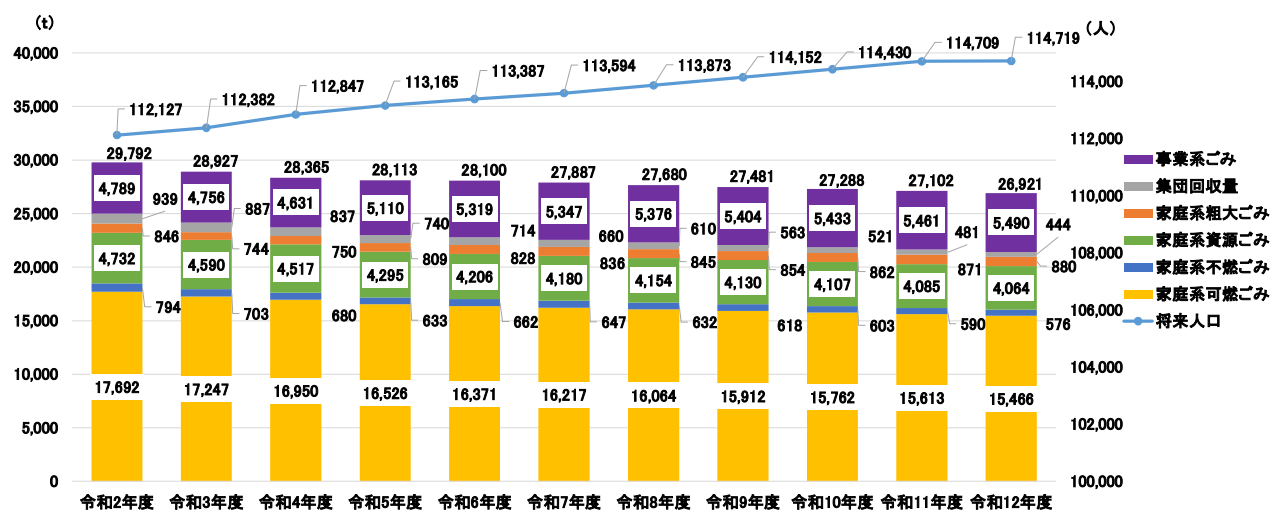
※令和2年度から令和6年度までは実績値です。

(5) ごみ排出量の将来予測

現状の施策を継続した場合の予測結果は、次のとおりです。

令和12年度までは人口が微増していき、その後減少に向かうと予想されます。家庭ごみは、人口が微増しても1人1日あたりのごみの量が減少していることから、今後5年間も緩やかに減少していくと予測します。事業系ごみについては、新たな産業団地が整備されること等の理由から、今後5年間緩やかに増加すると予測します。

ごみ排出量の将来予測



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※令和2年度から令和6年度までは実績値です。

第4章 第3次基本計画（後期）

1. 基本理念・基本施策

本計画では、本市が目指す循環型のまちづくりの姿について前期計画を継承しました。

基本理念

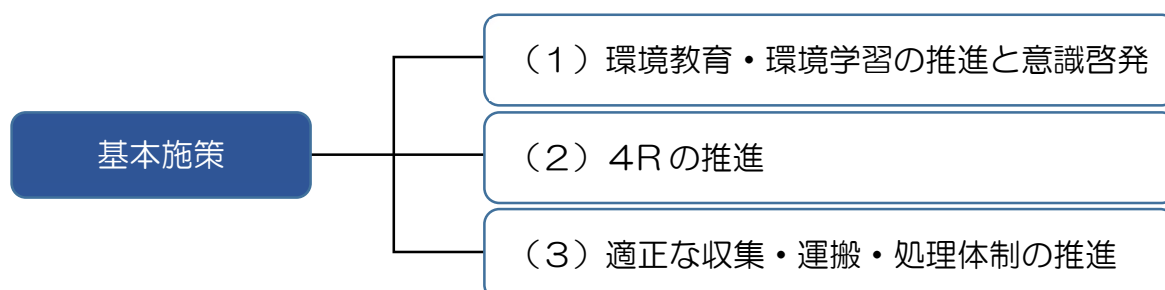
「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」

国は、気候変動問題に対し、温室効果ガスの排出をゼロにする、「脱炭素社会」の実現を目指した取組を加速しています。また、これを受け本市では令和4年4月10日に「富士見市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、同じく「脱炭素社会」の実現を目指した取組を実施しています。一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、循環資源の再生利用などを行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らしていくことが極めて重要です。

これは、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つであり、市は市民及び事業者とともに、ごみの発生を抑え、ごみを減量し、繰り返し使い、再資源化する施策を普及啓発と併せ、より具体的に強化、拡充しながら進めていく必要があります。

そして、これらの取組により、1人1日あたりのごみ排出量を更に減量し、ごみの少ない、資源が循環するまちづくりを目指すものです。

基本理念に基づき、目標達成に向け、以下の基本施策に取り組みます。



2. 数値目標

① 家庭系ごみの目標

家庭系ごみは、前期計画より人口が増加しているため、前期計画の令和12年度目標20,820tから21,355tに修正しました。令和6年度では家庭ごみの約72%が可燃ごみで、そのうち約88%が紙・布類、プラスチック及び厨芥類であることから、更なる紙・布類、プラスチックの再資源化や生ごみ水切りの推進などによりごみの減量化を促すほか、リフューズ・リデュース及び食品ロス削減の取組を推進することで令和12年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を前期計画の目標と同じ510gとしました。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和12年度 目標
人口(人)	111,674	113,387	114,719 ^{※1}
家庭系ごみ排出量(t)	24,325	22,784	21,355
			予測値 ^{※2} 21,431
増減率(%) ^{※3}	—	-6.3	-12.2
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(g) (集団資源回収量を含む) ^{※4}	595	551	510
増減率(%)	—	-7.4	-14.3

※1 第2編第3章将来予測1. 人口の将来予測に基づく予測値です。

※2 第2編第3章将来予測(1)家庭系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※3 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 = (家庭系可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源ごみ + 集団資源回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

② 事業系ごみの目標

事業系ごみ排出量は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を契機に一時的に減少しましたが、5類感染症移行などにより活動自粛が緩和されたこともあり、近年増加傾向にあることから、事業者に対するごみ減量への意識啓発として、食品ロス削減の取組や多量排出事業者の実態調査などにより事業系ごみ排出量削減を推進します。その上で令和12年度目標は前期計画の目標と同じ5,106tとしました。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和12年度 目標
事業系ごみ排出量(t)	5,314	5,317	5,106
			予測値 ^{※1} 5,490
増減率(%) ^{※2}	—	+0.1	-3.9

※1 第2編第3章将来予測(2)事業系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

③ 最終処分量の目標

最終処分量は、志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画で設定されている約6%の削減目標値 1,009 t を令和 12 年度の目標値としていましたが、焼却灰のスラグ化などのリサイクルが進んでいることもあり、令和 6 年度実績で令和 12 年度の目標値に近い状況です。

国は、第五次循環型社会形成推進基本計画で、平成 12 年度比で令和 12 年までに最終処分量を約 80%削減することを目標としていることから、本市においても国の方針に準拠し平成 12 年度比で 80%削減の 644 t とします。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和 12 年度 目標
最終処分量 (t)	1,078	1,026	644
			予測値 ^{※1} 788
増減率 (%) ^{※2}	—	-4.8	-40.3

※1 第2編第3章将来予測(4)最終処分量の将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

④ 全体の目標（③最終処分量の目標を除く）

前掲までの目標値から、ごみの総排出量及び資源化率等の目標を以下のとおり設定しました。

ごみの総排出量は、予測値より 460 t 少ない 26,461 t とします。資源化率については、資源化できる紙・布、プラスチックがまだまだ可燃ごみとして廃棄されているなか、ビン・カンからプラスチックの容器への移行などにより資源ごみの軽量化が進み、ごみの総排出重量中の資源ごみ重量の割合である資源化率は低下傾向にあります。ついては、更なるごみの分別の周知、4R の一層の推進、集団資源回収量の増加などにより、資源化率の維持を図ります。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和 12 年度 目標
人口 (人)	111,674	113,387	114,719 ^{※1}
ごみの総排出量 (t) (家庭系ごみ+事業系ごみ)	29,639	28,101	26,461
			予測値 ^{※2} 26,921
増減率 (%) ^{※3}	—	-5.2	-10.7
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日) ^{※4}	725	679	632
増減率 (%)	—	-6.3	-12.8
資源化率 (%)	18.3	17.5	17.5

※1 第2編第3章将来予測1. 人口の将来予測に基づく予測値です。

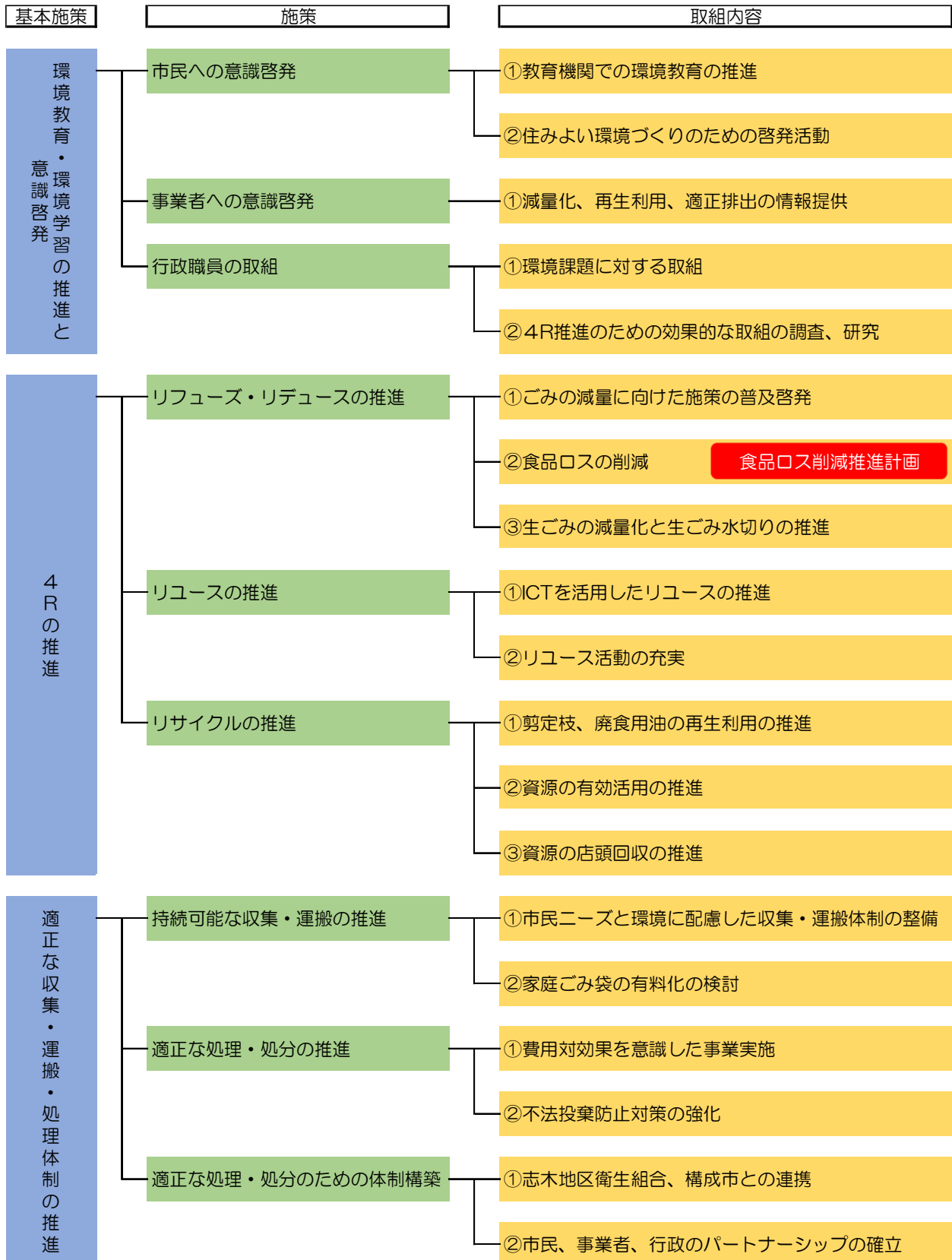
※2 第2編第3章将来予測(5)ごみ排出量の将来予測で算定した予測値です。

※3 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※4 1人1日あたりのごみ排出量 = (家庭系ごみ + 事業系ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

3. 施策の体系

本計画では、3つの基本施策に基づき、9つの施策に沿って各取組の展開を図ることとします。



4. 目標達成に向けた取組

今回の計画見直しでは、基本理念、基本施策、施策、取組内容の施策の体系に変更はありませんが、課題や社会情勢への対応としての変更点は、目標達成に向けた「課題」や「主な取組」に追記・修正し計画に反映し、施策の体系のとおり、今後5年間の目標達成に向けた取組を展開します。本計画推進により課題解決に取り組むことで、SDGsの達成にも貢献していきます。



(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発

施策	取組内容	課題	主な取組
1) 市民への意識啓発	①教育機関での環境教育の推進 幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関での環境教育を推進します。	①-1【変更】 まちづくり講座の再開が必要です。また、包括連携協定を活かした環境教育の検討も必要です。	①-1【変更】 これまで実施してきたまちづくり講座(ごみの出し方)や埼玉県の出前講座「環境学習のススメ」を活用し、小中学生を対象に環境講座を実施します。また、包括連携協定を締結した事業者とともに、小学生への環境教育の実施を検討します。
		①-2【一部修正】 環境問題への関心を持たせる環境教育を継続的に実施が必要です。	①-2【一部修正】 現状の環境問題に沿った内容の環境教育を行なうため、小中学生を対象としたエコライフDAY&WEEK 埼玉への参加の呼び掛けや、小学校5年生に「富士見市環境基本計画こども版」の配布など、教育教材を提供します。
	②住みよい環境づくりのための啓発活動 本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識の醸成が必要となります。市民一人ひとりに、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。	②-1【継続】 ごみ集積所など地域ごとに、ごみに対する問題が異なることから、課題・要望を把握することが必要です。	②-1【継続】 ごみに対する問題を把握するため、富士見市アンケートモニター制度を活用し、市民意識調査を継続します。
		②-2【一部修正】 外国人などに対するごみの分別や適正な排出を促すため、更なるごみ分別アプリなどの周知が必要です。	②-2【一部修正】 多言語対応であるごみ分別アプリなどを活用し、外国人などに対するごみの分別を推進するとともに、ごみの資源化の更なる向上を図ります。
		②-3【追加】 まちづくり講座としての「ごみの出し方」のほか、令和4年度に策定した災害廃棄物処理計画などについても、まちづくり講座のメニュー化が必要です。	②-3【追加】 「災害廃棄物の出し方」や「集団資源回収のやり方」などまちづくり講座のメニューを追加します。

施策	取組内容	課題	主な取組
2) 事業者への意識啓発	①減量化、再生利用、適正排出の情報提供 事業者ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいくことが必要です。そのため、事業者によるごみの減量化・資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。	①-1【継続】 事業者ごみは、増加傾向にあるため、更なる減量化・資源化の促進が必要です。	①-1【変更】 志木地区衛生組合と協議の上、排出量が概ね月間4tを超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握するとともに、必要に応じて指導します。
		①-2【一部修正】 環境省策定の企業価値向上ツール「エコアクション21」の導入を多くの事業者に啓発することが必要です。	①-2【一部修正】 省エネ、省資源、廃棄物削減に取り組むため、事業者向けに「エコアクション21」の認証・登録研修会を開催し、認証取得をサポートします。
3) 行政職員の取組	①環境課題に対する取組 職員一人ひとりが、ごみの減量化に向けた行動に率先して取り組む必要があります。	①-1【継続】 市民や事業者の見本となるよう、職員一人ひとりが環境に配慮した行動に率先して取り組んでいくことが必要です。	①-1【変更】 新入職員や管理職等に対して、ペーパーレス化、グリーン購入の推進、市公共施設内のごみの減量化について、職員研修を毎年実施します。
		①-2【一部修正】 紙媒体を抑制するため、ICT（情報通信技術）を活用した行政運営が必要です。	①-2【変更】 ドキュワークスなどのソフトウェアやICT機器などを活用し、ペーパーレス化を更に推進します。
	②4R推進のための効果的な取組の調査、研究 本市のごみの減量化・資源化を推進するため、4Rの取組の推進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、その進捗状況や成果について行政から、市民や事業者積極的に情報提供を行っていきます。	②-1【継続】 更なる4Rの推進を図るため、より効果的で実行しやすい取組が必要です。	②-1【一部修正】 雑がみのリサイクルや小型家電の自宅回収への取組など、資源化に効果的な取組について、市民や事業者に進捗状況や成果などの情報を提供します。

(2) 4Rの推進

施策	取組内容	課題	主な取組
1) リフューズ・リデュースの推進	①ごみの減量に向けた施策の普及啓発 ごみの減量化対策として、不要なものをもたらわない、ごみとなるものを使わないようにするライフスタイルへの転換を図っていきます。	①-1【一部修正】 ごみの減量化対策として、ごみの発生を抑制する取組を継続が必要です。	①-1【変更】 ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、埼玉県と連携して「みんなでマイボトル運動」を推進します。また、富士見ふるさと祭りにおけるエコストローや食品ロス削減マグネットシート、バンブー配合カトラリー、むぎわら配合タンブラーの配布などを行います。
	②食品ロスの削減 可燃ごみの中には、まだ食べられるのに捨てられている手つかずの食品や食べ残しなどが多く含まれているため、食品ロス削減の取組を推進していきます。	②-1【継続】 フードドライブは、食品ロス削減の重要な取組のため、市民への更なる周知が必要です。	②-1【変更】 10月の「食品ロス削減月間」及び10月30日の「食品ロス削減の日」に合わせて、広報やホームページで食品ロスへの取組を紹介するとともに、フードドライブやフードドライブ物品貸出事業を周知します。
		②-2【継続】 食品ロス削減の取組を実施する事業者と連携することが必要です。	②-2【変更】 食べ残した料理を持ち帰るmottECO活動や、おいしい食べきりと呼び掛ける「30・10（さんまる いちまる）運動」など、外出時に食べきることができなかった料理を持ち帰る取組を行っていただけるよう事業者にも周知します。
		②-3【継続】 家庭から排出される食品ロス削減のため、調理の際の可食部分の過剰除去や、調理しづらい可食部の廃棄などを減らすための取組が必要です。	②-3【継続】 廃棄される可食部分を使い切るレシピを作成し、周知します。
	③生ごみの減量化と生ごみ水切りの推進 家庭から排出される可燃ごみには、生ごみが多く含まれていることから、生ごみの減量化を図る必要があります。	③-1【継続】 生ごみの減量化には水切りが有効な手段であるため、多くの人を取り組みやすい方法の検討が必要です。	③-1【変更】 富士見市環境施策推進市民会議とともに、生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーンを継続します。また、令和4年度に実施した生ごみの水切りモニターによるアンケート結果をホームページで周知するなど、生ごみの水切り効果を周知します。
		③-2【変更】 家庭から排出される生ごみのバイオガス化など、資源の循環の検討が必要です。	③-2【変更】 ごみの削減と資源の循環を図るため、家庭から排出される生ごみのバイオガス化などについて、事業者とともに検討します。

食品ロス削減
推進計画

施策	取組内容	課題	主な取組
2) リユースの推進	①ICT を活用したリユースの推進 家庭から出るリユース品が広く活用されることが、ごみ減量化の取組の一つとなります。ICT を活用することにより、多くの人に製品・商品の再利用の推進を図っていきます。	①-1【継続】 広くリユースを促すためには、広報紙のほか ICT を活用し、多くの人に周知が必要です。	①-1【変更】・【継続】 ・不用品のリユースについて、インターネット上で複数のリユースショップの買い取り価格を比較できる取組を継続します。 ・「ゆずります・ゆずってください」コーナーについても、ホームページを活用し、再利用の推進を図ります。
	②リユース活動の充実 資源の再利用とごみ減量化のため、従来のフリーマーケットなどのリユース活動のほか、様々なリユース活動を推進していく必要があります。就学、卒業時など物品の入れ替えが多い時期や対象者に合った方法を検討し、リユース活動の場を広げていきます。	②-1【継続】 就学・卒業時は、服や日用品・家具・家電等の入れ替えが多くなるため、不要となる物を必要とする人に橋渡しできる取組が必要です。 ②-2【追加】 制服以外の衣類のリユースの検討が必要です。 ②-3【継続】 フリーマーケットやバザーが、より開催しやすくなるための取組が必要です。	②-1【変更】 市内中学校・富士見高校の制服などのリユースや子ども服ドライブについて、子ども未来応援センターと連携します。 ②-2【追加】 古着回収ボックスの設置を行っている自治体もあり、更なるリユースの取組として古着回収について検討します。 ②-3【一部修正】 富士見ふるさと祭りでのフリーマーケットブースの設置の継続とともに、市の各種イベントにおいてリユースの取組に対する支援について検討します。
	③リサイクルの推進	①剪定枝、廃食用油の再生利用の推進 ごみの減量化対策として、資源循環が重要となります。剪定枝の資源化の促進を図ります。 ②資源の有効活用の推進 家庭から排出される資源ごみの有効活用を図るため、集団資源回収の支援や、市では収集できない消火器やバッテリーなどの処理困難物の拠点回収を行います。	①-1【一部修正】 剪定枝や木くず類、廃食用油の資源化が必要です。 ②-1【一部修正】 集団資源回収実施団体数については横ばいですが、回収量は年々減少傾向であるため、回収量を増やす取組が必要です。 ②-2【一部修正】 処理困難物の一斉回収については、市民の要望を踏まえながら適切な受入れ体制で実施が必要です。

施策	取組内容	課題	主な取組
3) リサイクルの推進	<p>③資源の店頭回収の推進</p> <p>市内のスーパーなどの小売業者には、資源(ペットボトル、アルミ缶、食品トレイなど)の店頭回収に取り組んでいる店舗があります。回収された資源はリサイクルされるため、店舗と連携し、店頭回収を推進します。</p>	<p>③-1【継続】</p> <p>店頭回収を利用することは、リサイクルの促進につながるため、市民の積極的な利用の支援が必要です。</p>	<p>③-1【継続】</p> <p>店頭回収は、リサイクルの促進や、市民の利便性の向上につながるため、ホームページなどで周知し、積極的な利用を推進します。</p>

(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進

施策	取組内容	課題	主な取組
1) 持続可能な収集・運搬の推進	<p>①市民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備</p> <p>本市で生活する全ての人々が、ごみを捨てやすい体制を構築するとともに、温室効果ガスの排出を抑制できるよう、効率的な収集・運搬体制の整備を図ります。また、近年リチウム蓄電池など充電電池の発火による火災が発生しているため、対策が必要です。</p>	<p>①-1【継続】</p> <p>地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、許可業者、資源回収業者と連携し、収集・運搬体制の合理化・効率化の推進が必要です。</p>	<p>①-1【変更】</p> <p>温室効果ガス排出量の削減のため、許可業者、資源収集業者とクリーンディーゼル車等の次世代自動車の導入、バイオディーゼル燃料の使用などを検討します。</p>
		<p>①-2【変更】</p> <p>ふれあい収集は、高齢者等の増加により利用者の増加が見込まれ、人員確保が難しいことから、持続可能なサービス提供についての検討が必要です。</p>	<p>①-2【変更】</p> <p>更なる高齢化による対象者数の増加が想定され、人員確保が難しいことから、地域で対応できる方法などを高齢者の所管と検討します。</p>
		<p>①-3【追加】</p> <p>高齢者等に配慮したごみかご(ビン)の軽量化の検討が必要です。</p>	<p>①-3【追加】</p> <p>市民意識調査やアンケートモニターの結果から、要望があったビンかごの軽量化については、収集、運搬、搬入の課題があり、許可業者や志木地区衛生組合、構成市で検討します。</p>
		<p>①-4【追加】</p> <p>リチウム蓄電池など充電電池の適正排出の更なる周知が必要です。</p>	<p>①-4【追加】</p> <p>スマートフォンや小型家電等の普及に伴い、増加が見込まれるリチウム蓄電池の適正処理について、構成市で差異のない分別収集について志木地区衛生組合や構成市で検討します。</p>
		<p>①-5【追加】</p> <p>カラスなどによるごみの散乱被害の対策が必要です。</p>	<p>①-5【追加】</p> <p>カラス除けネット以外のカラスなどによるごみの散乱被害防止対策について検討します。</p>

施策	取組内容	課題	主な取組
1)持続可能な収集・運搬の推進	<p>②家庭ごみ(袋)有料化の検討</p> <p>ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る観点から、家庭ごみ(袋)有料化の必要性について検討します。</p>	<p>②-1【変更】</p> <p>家庭ごみ(袋)の有料化は、市民に金銭的な負担が生じるため、導入にあたっては多くの市民に有料化への理解が必要です。また、収集運搬方法の変更やなど、市、許可業者、市民、志木地区衛生組合が連携し、ごみ問題に取り組むことが必要です。</p>	<p>②-1【変更】</p> <p>ごみ処理経費の更なる増加やごみ当番の負担軽減に対する要望があるため、家庭生ごみのバイオガス化に合わせて、家庭ごみ(袋)の有料化や戸別収集について、事業者や志木地区衛生組合、構成市と検討します。</p>
2)適正な処理・処分の推進	<p>①費用対効果を意識した事業実施</p> <p>ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、ごみ処理経費の削減方策の検討、ごみの収集・処理に関する現行体制の見直しなど、効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。</p>	<p>①-1【一部修正】</p> <p>ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ収集運搬の体制維持や労務単価の上昇、燃料費の高騰、リチウム蓄電池の処理などにより、ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。</p>	<p>①-1【変更】・【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な収集・運搬体制構築のため、許可業者、資源収集業者と検討します。 ・志木地区衛生組合及び構成市で組織される担当課長会議において、回収されたリチウム蓄電池の分別方法にAIを活用した取組を提案するなど、志木地区衛生組合での業務改善を検討します。
	<p>②不法投棄防止対策の強化</p> <p>不法投棄は、法律で禁止され、違反した場合は罰則規定もあります。また、まちの景観を害することから、不法投棄の撲滅を目指し、対策を強化していきます。</p>	<p>②-1【継続】</p> <p>依然として不法投棄がなくならない状況から、一層の不法投棄防止対策が必要です。</p> <p>②-2【継続】</p> <p>ごみの適切な捨て方を周知することにより、適正な排出の促進が必要です。</p>	<p>②-1【変更】</p> <p>ごみ集積所管理システムを活用し、不法投棄されやすい場所を特定し、不法投棄パトロールの強化と合わせ、看板の設置等の不法投棄防止対策を推進します。また、埼玉県と連携し、ごみ拾い促進プラットフォーム「SNSピリカ」を用いた不法投棄通報管理システムの運用及び周知します。</p> <p>②-2【変更】</p> <p>ごみの適切な捨て方について、ごみ分別アプリや「保存版 家庭ごみと資源の出し方パンフレット」、ホームページで周知します。</p>

施策	取組内容	課題	主な取組
3)適正な処理・処分のための体制構築	①志木地区衛生組合、構成市との連携 本市から排出されるごみの大半は、志木地区衛生組合に搬入されることから、志木地区衛生組合及び構成市である新座市、志木市との連携を強化していきます。	①-1【継続】 本市のごみの分別状況を把握するため、志木地区衛生組合と連携し、より詳細なごみの組成調査を実施し、排出状況のモニタリングが必要です。	①-1【継続】 ごみの組成調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市と情報を共有し、地域ごとのごみ質状況の調査を実施します。
		①-2【継続】 事業系ごみの排出量は増加傾向にあるため、排出状況を把握し、減量化対策の検討が必要です。	①-2【変更（再掲）】 志木地区衛生組合と協議の上、排出量が概ね月間4tを超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握するとともに、必要に応じて指導します。
		①-3【継続】 近年、大規模な自然災害が増加しているため、災害廃棄物の迅速な処理、対応が必要です。	①-3【変更】 災害廃棄物処理計画に基づき、志木地区衛生組合、構成市と情報共有を図り、災害廃棄物を円滑に処理できる体制の構築に努めます。また、町会や自主防災組織と連携し災害廃棄物に関する意見交換や搬出訓練の実施を検討します。
		①-4【一部修正】 本市を含む、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないこともあり、最終処分量の減量化が必要です。	①-4【継続】 志木地区衛生組合、構成市と連携し、更なるごみの減量化、資源化を推進し最終処分量の減量化を図ります。
		①-5【追加】 家庭ごみ(袋)の有料化及び戸別収集について、志木地区衛生組合や構成市が連携し取り組むことが必要です。	①-5【追加】・【再掲】 ごみ処理経費の更なる増加やごみ当番の負担軽減に対する要望があるため、家庭生ごみのバイオガス化に合わせて、家庭ごみ(袋)の有料化や戸別収集について、事業者や志木地区衛生組合、構成市と検討します。
	②市民、事業者、行政のパートナーシップの確立 市民、事業者、行政による協働は、ごみの減量化・資源化だけでなく、地球規模のあらゆる環境課題に一丸となって取り組むためにも重要であることから、三者のパートナーシップの確立を図っていきます。	②-1【継続】 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解するとともに、三者が更に連携することが重要です。	②-1【変更】・【継続】 ・富士見市環境施策推進市民会議を中心に、協働で街頭キャンペーン、処理困難物一斉回収及び環境講座などを実施します。 ・商工会、商店会連合会や地域団体と連携し、事業系ごみの減量化・資源化の拡大に向けた取組を検討します。

5. 市民・事業者・行政の役割

基本理念である「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」を達成するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。三者が相互に協働・連携することによって、目標達成に向けた各取組は、相乗的な効果を得ることができます。

【 市民の役割 】

市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、環境にやさしいライフスタイルへの見直しを行い、発生回避・発生抑制・再利用・再資源化の4Rを推進するにあたって、自主的な取組を行っていく必要があります。また、ごみ処理についても分別等のルールを遵守し、適正に処理することが必要です。

【 事業者の役割 】

事業者は、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再利用や資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートの整備や資源化を進めることが必要です。

事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力しながら循環型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。

【 行政の役割 】

行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。

4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。

また、自らも事業者として地域の環境保全と公衆衛生の向上を図る立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会に向けた行動を率先して行います。

第5章 食品ロス削減推進計画

1. 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置づけ

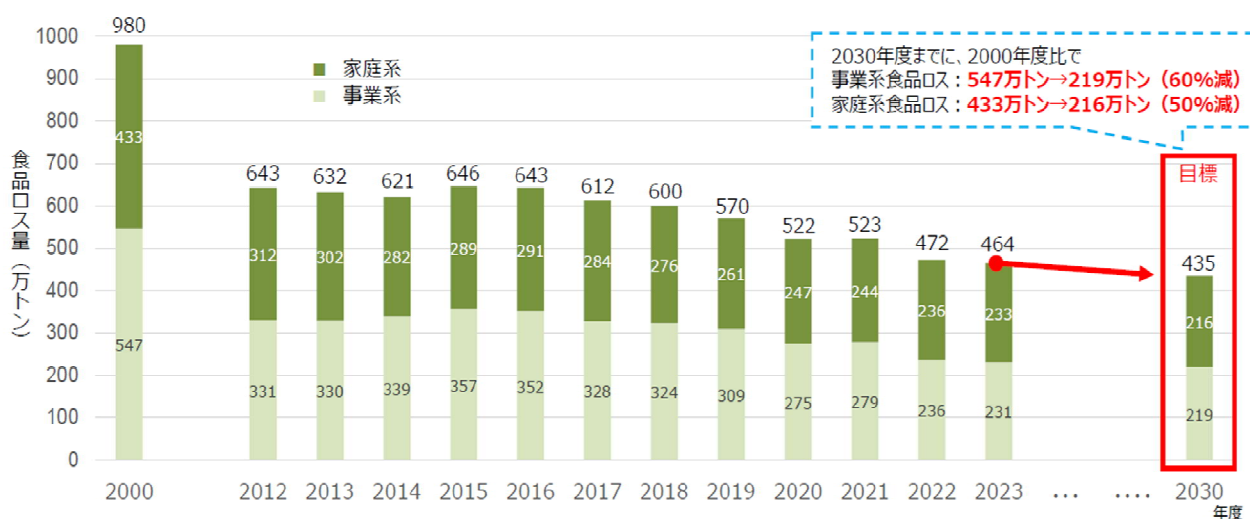
本市における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。本章は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置づけます。このことから、本市では、富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画の改訂に合わせ、食品ロス削減推進計画を一体的に策定するものです。

(2) 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）が令和元年10月1日に施行され、政府が基本方針を定めることや、都道府県及び市町村による食品ロス削減推進計画策定の義務化（努力義務）が規定されました。

食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量・事業系食品ロス量ともに50%減の目標としていたが、事業系食品ロス量は、2022年度推計で8年前倒して目標を達成したことから、新たな60%減の目標を設定した。
 （事業系目標：273万トン→219万トン ※第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 2025年3月25日閣議決定）



年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2030
家庭系	433	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233 (▲46%)	216 (▲50%)
事業系	547	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231 (▲58%)	219 (▲60%)
合計	980	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464 (▲53%)	435 (▲56%)

（農林水産省及び環境省 推計）（単位：万トン）
 ※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

（）内の数字は、2000年度と比較した削減率

※出典：消費者庁「食品ロス量の推移と削減目標」

2. 食品ロスの現状

(1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスに分類されます。

(2) 食品ロスの現状

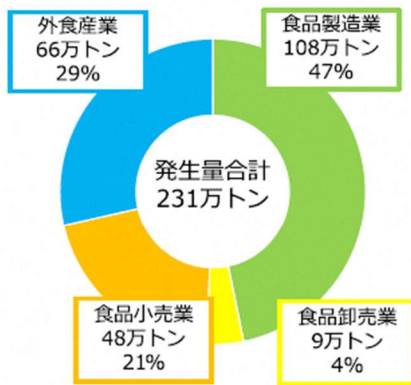
日本における食品ロス量は、下図のとおり令和5年度推計で464万トン（令和5年度富士見市のごみ総量2万8千112トンのおよそ165倍）で、食品ロス量は事業系231万トン・家庭系233万トンとなっています。

食品ロスの削減により、地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制などが図られることから、真摯に取り組むべき課題となっています。

発生要因の内訳

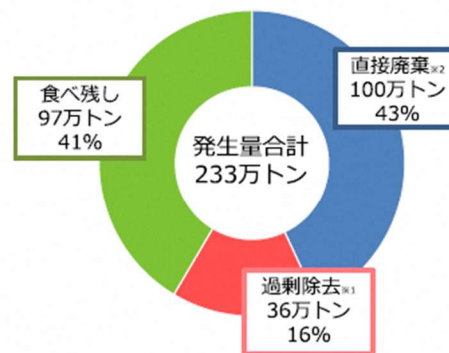
- 我が国の食品ロスは**464万トン** ※農林水産省・環境省「令和5年度推計」
- 食品ロスのうち**事業系は231万トン**、**家庭系は233万トン**であり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



- | | |
|---|---|
| 製造・卸・小売事業者
○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、 返品、売れ残り などが食品ロスになる | 外食事業者
○作り過ぎ、 食べ残し などが食品ロスになる |
|---|---|

家庭系食品ロスの内訳



- ※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
- ※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

※出典：環境省 「我が国の食品ロスの発生量の推計値」

(3) 富士見市における食品ロス量

本計画の第2章「ごみ処理の現状」6.「可燃ごみの組成」において、可燃ごみに占める厨芥類の割合を示していますが、その中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。

埼玉県では、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）において、令和元年11月に県内自治体と連携して「家庭の食品ロス排出実態調査」を実施し、家庭などから排出される可燃ごみに占める食品ロスの割合を調査しました。その結果、熊谷市では6.3%、飯能市では4.4%がそれぞれ食品ロスとなっており、特に手つかずのまま捨てられた野菜が多いということがわかりました。これまでに調査を行った県内自治体の状況から、可燃ごみに占める食品ロスの割合は、さいたま市が3.7%、加須市が4.8%、草加市が7.3%、川越市が8.3%、越谷市が8.5%となっており、平均では6.18%となっています。また、基準年度における全国の食品ロス量や本市のごみ減量状況を考慮し、本市の家庭系食品ロス量を推計しました。

家庭系食品ロス量

単位：t

年 度	可燃ごみ排出量	食品ロス量
平成 12 年度	20,079	1,813
令和 2 年度	17,692	1,035
令和 3 年度	17,247	1,009
令和 4 年度	16,950	992
令和 5 年度	16,526	967
令和 6 年度	16,373	958

事業系食品ロス量については、「一般廃棄物処理状況報告書」から、スーパー、飲食店等の可燃ごみの合計数値と食品ロス量を下表のとおり算出しました。

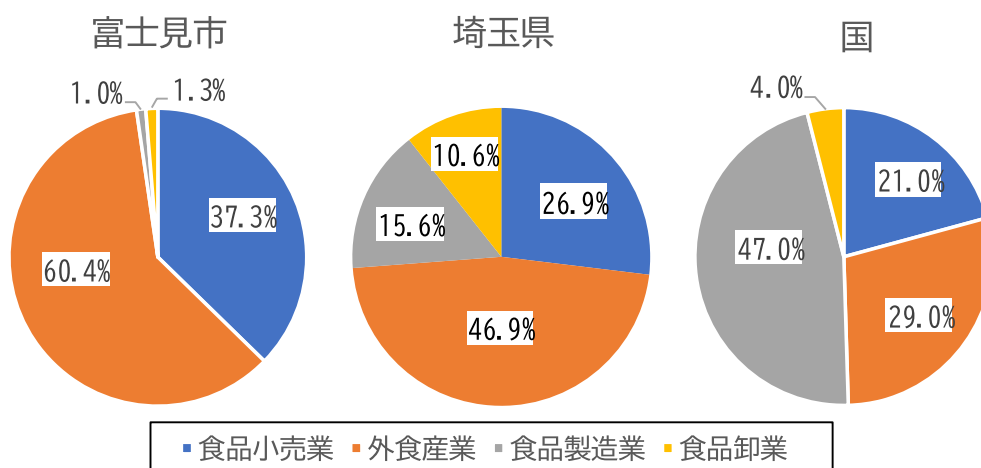
事業系食品ロス量（令和5年度実績）

単位：t 令和5年度実績

項目	食品小売業	外食産業	食品製造業	食品卸業	合計
可燃ごみ	687	955	105	22	1,769
可燃ごみのうち食品廃棄物等（85.2%）※1	586	813	90	19	1,508
可食部の割合※2	52.0%	60.7%	8.9%	58.6%	—
不可食部の割合※2	48.0%	39.3%	91.1%	41.4%	—
食品廃棄物等×可食部の割合＝食品ロス	305	493	8	11	817
食品ロスの割合 （富士見市：令和5年度推計）	37.3%	60.4%	1.0%	1.3%	100%
食品ロスの割合 （埼玉県：令和2年度推計）	26.9%	46.9%	15.6%	10.6%	100%
食品ロスの割合 （国：令和5年度推計）	21.0%	29.0%	47.0%	4.0%	100%

※1 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）

※2 農林水産省 食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査（令和5年度）



上表から富士見市の事業系食品ロスは、外食産業が排出量の過半数を占めており、食品小売業と合わせると全体の97.7%に達します。一方、食品製造業と食品卸業の食品ロス排出量はほとんどありません。

3. 食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減に向けた方針

富士見市の家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生量を推計したところ、令和5年度推計で家庭系食品ロス967t、事業系食品ロス817t発生していると推計されることから、家庭系と事業系双方の食品ロス削減の取組を推進します。

(2) 目標年次

令和12年度を、目標年次とします。

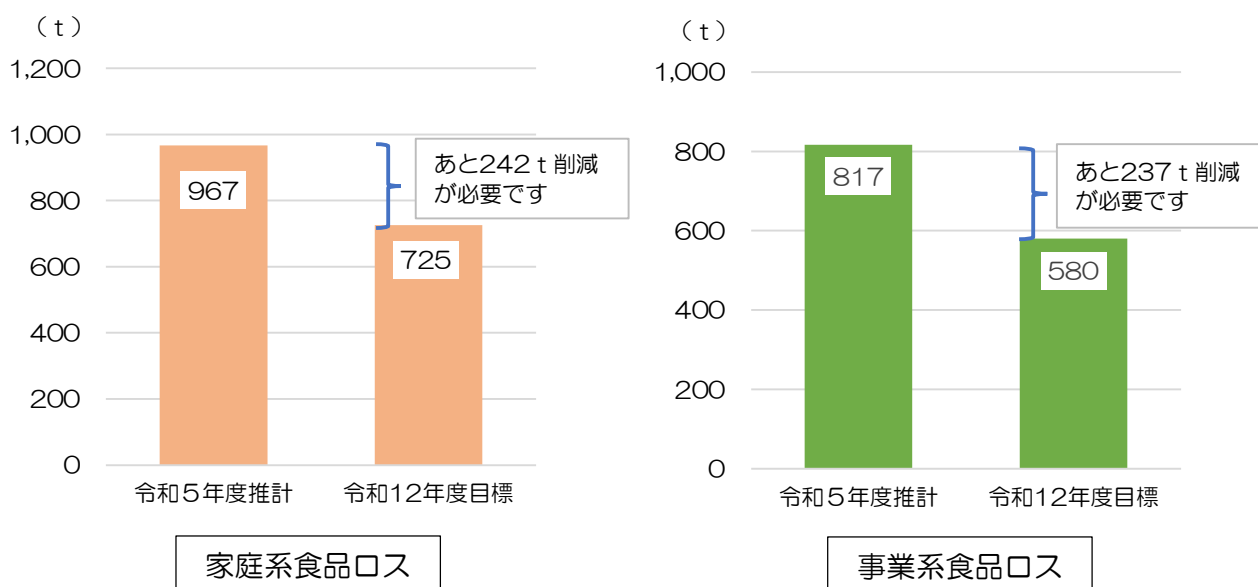
(3) 削減目標

令和7年度に公表された国の目標では、家庭系食品ロス量の削減目標を平成12年度比で令和12年度までに50%減、事業系食品ロス量の削減目標を60%減とすることを目標としていますが、本市では近年ごみの削減が全国平均より進んでいることから削減目標は以下のとおりとします。

家庭系食品ロス	平成12年度	令和5年度	令和12年度目標
国(50%減)	433万t	233万t	216万t
県(50%減)	19.1万t	13.3万t	9.5万t
市(60%減)	1,813t	967t	725t

事業系食品ロス	平成12年度	令和5年度	令和12年度目標
国(60%減)	547万t	231万t	219万t
県(50%減)	21.4万t	13.4万t	10.7万t
市(60%減)	1,450t	817t	580t

本市の家庭系食品ロス削減目標値まであと242t、事業系食品ロス削減目標値まであと237tの削減が必要となります。



(4) 各主体の役割

1) 市民の役割（直接廃棄・過剰除去・食べ残しへの取組）

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり」、見切り品等の活用を通じて、使いきれ的分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
- ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
- ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、シェアしたり、フードドライブ活動を通じて寄付したりするよう努める。

③ 調理の際

- ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家庭にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べきるようにする。宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10（さんまるいちまる）運動」等を実践する。
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

2) 事業者の役割

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄付やリサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産の抑制
卸・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力(自己責任)

（出典：環境省 食品ロスポータルサイト）

3) 市の役割

市民、事業者がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や県が実施する施策に加えて、本市としての食品ロス削減に関する施策を推進します。

（5）食品ロス削減策を講じてもなお発生する食品廃棄物

食品ロス削減策を講じてもなお発生する廃棄物については、バイオガス化や堆肥化を検討します。

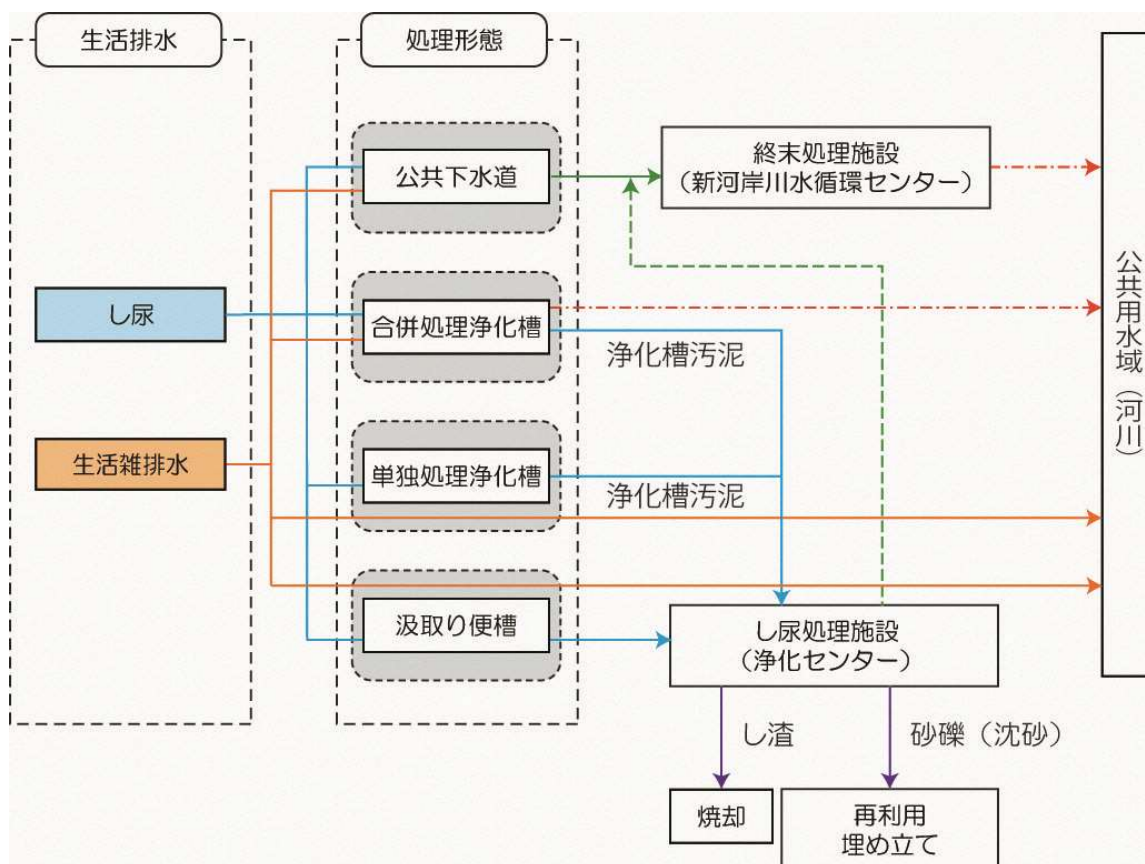
第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理フロー

生活排水のうち、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽または、し尿処理施設による処理を経て、河川に放流されています。

一方、生活雑排水は、公共下水道または合併処理浄化槽による処理を経て河川に放流されていますが、一部は処理されずに、直接河川に放流されています。



- : 未処理のし尿または浄化槽汚泥
- : 未処理の生活雑排水
- : 公共下水道を通り終末処理施設に入る下水
- : し尿処理施設から終末処理施設に入る処理水
- : 公共用水域に放流する処理水
- : し尿処理施設で処理後に排出されるし渣及び砂礫 (沈砂)

2. 生活排水の処理状況

(1) 公共下水道

公共下水道の整備による水洗化人口や普及率等は、以下のとおりです。

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
処理区域面積 (ha)	997.26	1,015.63	1,024.06	1,030.03	1,047.62
総人口 (人)	110,174	110,650	111,016	111,463	111,936
処理区域内人口 (人)	107,916	108,629	109,050	109,691	110,094
水洗化人口 (人)	103,248	103,893	105,187	108,701	109,103
普及率 (%)	98.0	98.2	98.2	98.4	98.4
水洗化率 (%)	95.7	95.6	96.5	99.1	99.1

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
処理区域面積 (ha)	1,055.60	1,059.79	1,083.95	1,084.76	1,104.56
総人口 (人)	112,204	112,817	113,089	113,335	113,455
処理区域内人口 (人)	110,635	111,211	111,500	112,110	112,288
水洗化人口 (人)	109,612	110,233	110,452	111,109	111,203
普及率 (%)	98.6	98.6	98.6	98.9	99.0
水洗化率 (%)	99.1	99.1	99.1	99.1	99.0

(2) し尿・浄化槽汚泥

し尿・浄化槽汚泥の処理状況は以下のとおりです。

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
総人口 (人)	110,174	110,650	111,016	111,463	111,936
汲取人口 (人)	339	323	296	284	270
浄化槽人口 (人)	6,587	6,434	5,533	2,478	2,563
し尿処理量 (kl/年)	667	583	752	666	677
浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	2,563	2,430	1,994	1,772	1,753

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
総人口 (人)	112,204	112,817	113,089	113,335	113,455
汲取人口 (人)	256	238	214	200	181
浄化槽人口 (人)	2,336	2,346	2,423	2,026	2,071
し尿処理量 (kl/年)	641	528	504	440	496
浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	1,747	1,667	1,391	1,240	1,382

【浄化センターの概要】

施設名称	入間東部地区事務組合 浄化センター	
施設所管	入間東部地区事務組合 構成市町（2市1町）：富士見市、ふじみ野市、三芳町	
計画処理能力	26kl/日（し尿：3kl/日、浄化槽汚泥：23kl/日）	
処理方式	主処理	前処理希釈放流方式
	脱臭処理	高・中濃度：生物脱臭＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
希釈水	地下水	
放流先	荒川右岸流域公共下水道	
し渣処分方法	ふじみ野市・三芳町環境センターごみ焼却施設へ搬入	
汚泥処分方法	希釈後公共下水道放流	
竣工年月	平成 30 年 3 月	

第2章 生活排水処理の基本方針と目標

1. 基本方針

生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率の向上を図ります。

2. 目標

「基本方針」に基づく生活排水処理率の向上を図るため、全ての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理することを目標とし、生活排水の適正処理を積極的に推進していきます。

第3章 生活排水処理の施策

1. 計画的整備と適切な維持管理

(1) 公共下水道の整備

人口や土地利用の動向を踏まえ、公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道供用開始区域において、汲取り便槽や浄化槽を利用している世帯に対し、公共下水道への切り替えを促進するとともに、下水道施設の老朽化対策や雨天時浸入水対策などを進めます。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

2. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集・運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出るし尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は本市全域とします。

3. 処理計画

(1) 処理の目標

公共下水道整備の状況を考慮しつつ、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を入間東部地区事務組合の浄化センターで適正に処理していきます。

(2) 施設の適正な維持管理

処理施設の適正な維持管理を行うため、今後も入間東部地区事務組合と連携していきます。

(3) 最終処分

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（夾雑物）です。これらは、入間東部地区事務組合から搬出され、焼却ないし再利用または埋め立てされます。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう入間東部地区事務組合と連携していきます。



資料編

- 資料1 策定経過
- 資料2 富士見市環境審議会規則
- 資料3 富士見市環境審議会委員名簿
- 資料4 施策の展開に係る取組実績
- 資料5 用語集

資料1 策定経過

- 令和7年7月10日 第1回富士見市環境審議会
諮問：富士見市一般廃棄物処理基本計画 第3次計画・見直しについて
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）について
- 令和7年9月9日 第2回富士見市環境審議会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版 第1篇第1章及び第2編第1章（案）について
- 令和7年9月24日 環境にやさしい都市づくり検討委員会（書面開催）
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版素案について
- 令和7年10月3日 第3回富士見市環境審議会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版 第2編第2章及び第3章（案）について
- 令和7年10月31日 第4回富士見市環境審議会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版 第2編第4章（案）について
- 令和7年11月18日 環境にやさしい都市づくり検討委員会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画の中間見直しについて
- 令和7年11月20日 第5回富士見市環境審議会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版 第2編第5章及び第3篇生活排水処理基本計画（案）について
- 令和8年1月5日から令和8年2月4日 パブリックコメント意見募集
- 令和8年2月12日 環境にやさしい都市づくり検討委員会（書面開催）
議題：パブリックコメントに対する意見及び結果の対応について
- 令和8年2月27日 第6回富士見市環境審議会
議題：一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版に係るパブリックコメントの結果及び意見反映について
- 令和8年3月24日 第7回富士見市環境審議会
答申：富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版の策定について

資料2 富士見市環境審議会規則

○富士見市環境審議会規則

平成14年4月22日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成14年条例第31号)第27条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(平19規則24・平23規則12・令3規則19・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第19号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

資料3 富士見市環境審議会委員名簿

富士見市環境審議会委員名簿

No.	区分	委員氏名	所属等	備考
1	学識経験者	星野 弘志	NPO 法人環境ネットワーク埼玉代表理事 (一社) 埼玉県環境検査研究協会 顧問	会長
2	学識経験者	笠原 勤	富士見市都市計画審議会 会長 (株)建設技術研究所 技術本部顧問	
3	学識経験者	村上 正明	エコアクション21 審査員	
4	学識経験者	前田 則義	埼玉県環境アドバイザー	職務代理
5	学識経験者	中村 恵美	富士見市立西中学校 教頭	
6	市民団体	柳田 政男	すわ・氷川森の会	
7	市民団体	齋藤 紀子	富士見市環境施策推進市民会議	
8	事業者	五十嵐 正幸	(株)協和清掃運輸富士見支社 支社長補佐	
9	事業者	山口 菜乃子	(株)スガワラ 総務課長	
10	事業者	関野 美知子	富士見市商工会 女性部 監事	
11	事業者	吉田 茂美	J Aいるま野東部富士見支店 副支店長	
12	行政機関	玉井 晶子	志木地区衛生組合 常任副管理者兼事務局長	
13	公募市民	田中 聰行	公募市民	
14	公募市民	上田 忠憲	公募市民	

資料4 施策の展開に係る取組実績

- 学校機関におけるまちづくり講座（ごみの分別）の開催回数

基本施策 (1)
施策 1)
取組内容 ①

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回数	0	0	0	0	0

- 地域活動団体におけるまちづくり講座（ごみの分別）の開催回数

基本施策 (1)
施策 1)
取組内容 ②

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回数	0	0	0	2	1

- 環境講座参加人数

基本施策 (1)
施策 1)
取組内容 ②

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人数	動画配信 130名	動画配信 116名	44名、動 画74名	55名、動 画31名	50名

- ごみ分別アプリの配信

基本施策 (1)
施策 1)
取組内容 ②

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
日本語版	6,777件	11,401件	15,524件	19,864件	27,007件
外国語版	127件	177件	335件	933件	1,258件

- 多量排出事業者への認定件数

基本施策 (1)
施策 2)
取組内容 ①

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	9	5	5	5	5

● 公共施設でのコピー用紙の使用枚数

基本施策 (1)
施 策 (3)
取組内容 (1)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
枚数	854,981	851,292	976,840	1,022,988	1,005,530

● フードドライブ事業の回収量

基本施策 (2)
施 策 (1)
取組内容 (2)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
持ち込み量	124kg	575kg	100kg	50kg	42 kg
持ち込み点数	582 点	1,203 点	555 点	229 点	144 点

● フードドライブ物品貸出事業の回収量

基本施策 (2)
施 策 (1)
取組内容 (2)

年度	令和6
実施団体数	2
持ち込み量	40 kg

● 「ゆずります・ゆずってください」成立件数

基本施策 (2)
施 策 (2)
取組内容 (1)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	35	36	64	45	22

● フリーマーケット応募件数

基本施策 (2)
施 策 (2)
取組内容 (2)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	中止	中止	20	40	55

● 公園剪定枝のチップ化

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 (1)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回収量 (t)	約 25	約 27	約 31	約 33	約 24

● 公立保育所の廃食用油の回収量

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 (1)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回収量 (L)	690	550	510	640	790

● 家庭の廃食用油の回収量

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 (1)

年度	令和5	令和6
回収量 (L)	171	609

● 集団資源回収実施団体数、回収量

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 (2)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実施団体数	169	167	162	142	139
回収量 (kg)	938,688	887,103	837,253	739,766	714,466

● 処理困難物一斉回収の実施状況 (令和5年度)

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 (2)

消火器	タイヤ	バッテリー	土・スプレー缶等
114本	197本	63個	231件

● ふれあい収集件数

基本施策 (3)
施 策 (1)
取組内容 (1)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	94	110	128	140	134

● 不法投棄発生件数

基本施策 (3)
施 策 (2)
取組内容 (2)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
ごみ集積所	64	74	53	47	41
公園	4	6	6	7	7
その他	34	27	18	17	11
合計	102	107	77	71	59

資料5 用語集

あ行

RDF

生ごみやプラスチックなどの可燃性ごみを原料とした固形燃料のことです。

ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格です。社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための組織の枠組みを示しています。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」と訳されます。メールでのコミュニケーションやオンラインショッピング等、通信技術を使うことで、人とインターネット、人と人がつながる技術のことです。

入間東部地区事務組合

本市、ふじみ野市、三芳町から構成される一部事務組合（複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織）で、消防行政及び環境衛生行政を執り行っています。

環境衛生行政では、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理する浄化センターと、火葬場・斎場の「入間東部広域斎場しののめの里」の管理・運営を行っています。

エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。全ての事業者に対して、自主的に「環境へのかかわりに気づき、目標を持ち、行動することができる」方法を提供する目的で作成したガイドラインに基づく認証・登録制度をいいます。

エコピンテージバンク（おさがりバンク）

就学・卒業時などの服や日用品、家具・家電等の入れ替えが多くなる時期に、不要となる物品と必要としている人の橋渡しをする事業です。

エコライフ DAY&WEEK 埼玉

地球温暖化防止のために、県民が「1日」または「1週間」にわたって省エネ・省資源などの環境に配慮した生活を体験する取組です。

SNSピリカ

「だれでも、どこでも、いつでも」気軽に楽しくごみ拾い活動を続けるための無料の SNS サービスです。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことです。CO₂（二酸化炭素）や CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）などが該当します。

か行

街頭キャンペーン

環境施策推進市民会議が主体となり市内3駅で、環境問題に関心を持ってもらうための啓発活動を行っています。

活動実績としては、地球温暖化防止及び生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーン、富士見市をきれいにする条例啓発街頭キャンペーンがあります。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水をまとめて処理できる浄化槽のことです。

家庭系ごみ

家庭の日常生活に伴って排出される廃棄物です。

家電リサイクル法

家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の廃家電4品目は、小売業者による引取り、製造業者等による再商品化等が義務付けられ、消費者(排出者)には廃棄の際の収集運搬・リサイクル料金を支払うことを定めた法律で、廃棄物の適正な処理と資源の有効利用を図っています。

環境基本法

環境保全に関する施策の基本となる事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進によって、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とした法律です。

環境マネジメントシステム

環境管理とも呼ばれ、組織や事業者が運営や経営のなかで、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて環境保全に取り組むことです。

希望出生率

結婚して子どもを産みたいという人の希望がかなえられた場合の出生率を指します。一般には健康上の理由や経済的な事情等により子どもを産みたくても産めない場合があるため、実際の出生率を上回る数値となります。また、政府は、少子化対策の指針となる「少子化社会対策大綱」において希望出生率 1.8 を目標に掲げています。

拠点回収

役所、公民館、スーパーなどの公共施設や店舗に回収ボックスを設置し、市民が持ち込んだ資源ごみを回収する方法です。

汲取り便槽

家庭から出る汚水(し尿)をそのまま便槽と呼ばれるタンクに貯める方式のトイレで、定期的にバキュームカーで汚水を汲み取る必要があります。

くらしのリユース(不用品の譲り合いコーナー)

家庭で不用になったまだ使える物を、必要としている人に譲り渡すための、地域や自治体が行う不用品交換の仕組みです。

グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選ぶ購入方法です。

グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称で、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品やサービスの調達を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を図り、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

クリーン作戦

町会や各種団体を中心に行う自主的な地域清掃活動をいいます。市では、5月と11月の最終日曜日を「富士見をきれいにする日」と定め、市民一人ひとりが自宅周辺の道路などの公共の場を自主的に清掃する取組を推進しています。

下水道整備計画

本市の汚水施設及び雨水施設を計画的に整備するために策定する計画です。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称で、建設工事に伴って廃棄されるコンクリート、アスファルト・コンクリート、建設発生木材の建設廃棄物の分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律です。

小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称で、使用済み小型家電に利用されている貴重な金属資源等の再資源化を促進することを目的とした法律です。家庭や企業で廃棄されるパソコンや携帯電話等を回収し、分解・破碎・選別後、有害物質を処理したうえで金属資源等を再資源化します。

ごみ集積所管理システム

本市内にあるごみ集積所の管理についてのデータベースです。

ごみ分別アプリ

本市内の居住地域に合わせて、ごみの種類ごとの収集日を知らせる機能や、品目ごとに簡単にごみの分別を検索できる「ごみ分別辞典」など、ごみに関する様々な情報を提供しているアプリです。

さ行

災害廃棄物処理計画

各市区町村自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等の対応に必要な事項をとりまとめた計画です。

最終処分

廃棄物処理の最終工程で、中間処理後の残さやリサイクルできなかった廃棄物を最終処分場に埋め立てるなどして処分することです。

サプライチェーン

原材料の調達から製造、配送を経て、私たちの手元に商品が届くまでの一連の流れのことです。

砂礫（沈砂）

砂や小石のことです。地質学的には、粒径が16分の1mm以上2mmより小さいものを砂、2mm以上のものを礫と呼び、これらの混合物を指します。

30・10（さんまる いちまる）運動

宴会や飲み会における食品ロス（食べ残し）を減らすためのキャンペーンで、乾杯後の「30分」とお開き前の「10分」は自分の席で料理を楽しみましょうという呼びかけです。

志木地区衛生組合

志木市、新座市及び本市の三市で構成された、ごみ等に関する事業を行っている一部事務組合（複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織）で、三市にある家庭や店舗から出るごみを共同処理している特別地方公共団体です。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

資源有効利用促進法

日本は資源の大部分を輸入に依存しています。資源循環を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境保全に資するため、使用済み物品等の再生資源及び再生部品の利用を促進し、経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。対象業種・対象製品の事業者に3Rの取組を求めています。

し渣（夾雑物）

流入下水中に含まれ、処理場等のスクリーンで除去されたごみ（主に紙、髪、繊維類、食料残渣）や木片等のことを指します。

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称で、廃棄する自動車に含まれる貴重な金属や部品等の再資源化と適正処理を促進するため、自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。廃棄する自動車は、関連事業者、自動車メーカーによって再資源化・適正処理され、その費用を所有者が負担します。

し尿処理施設

し尿や浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設です。廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理施設として、市町村や行政組合などが設置、管理しています。

集塵灰

廃棄物等を焼却処理して発生する灰のうち、排ガス出口の集じん装置で集めたばいじん（焼却の際に発生する微細な粒子）です。

集団資源回収

自治会などの地域団体が主体となって資源の回収方法を定め、適切な業者に回収を委託し、ごみの減量・資源化を図る活動のことです。本市では集団資源回収実施団体奨励金交付制度により、紙・布類やカン類、ビン（リターナルビン）を回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を目指した基本原則を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、適正処分の確保を提起し、天然資源の消費抑制と環境負荷低減の社会を目指しています。

浄化槽汚泥

し尿や生活雑排水を浄化槽で処理した後に残る汚泥です。

焼却灰

焼却処理した際に残った燃え殻を指し、「主灰」とも呼びます。

将来展望人口

「富士見市人口ビジョン」（令和7年8月）において、本市の人口減少と超高齢少子社会による影響を最小限に食い止めるため、人口に関して目指すべき将来の方向を示した将来推計人口です。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称で、食品の売れ残りや食べ残し、製造過程で発生する食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終的に処分される食品廃棄物量を削減することを目的とした法律です。食品関連事業者（製造、流通、外食産業等）による食品循環資源の再生利用等を促進します。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品を指します。

食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律です。

処理困難物

「市では収集・処理をすることができないごみ」の総称です。本市では、タイヤ、土や砂、消火器、薬品などの志木地区衛生組合で適正な処理ができないごみが該当します。処理困難物を廃棄する場合は、取扱店もしくは市の許可を受けた廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。

新型コロナウイルス感染症

令和元年12月に中国で確認された新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症です。感染すると主に発熱や咳の症状が見られ、肺に達すると肺炎を起こし、死に至る可能性があります。急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしています。日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、外出自粛や接触機会の低減など、市民生活が大きく制限されました。

人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、個別計画策定時の基礎資料とするため、将来人口動態を推計し、市の人口の目標を設定した計画です。

スラグ化

ごみ焼却後の灰や産業廃棄物などを約1300℃以上の高温で熔融し、冷却・固化させることでガラス質の「熔融スラグ」を生成する処理のことです。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、台所や洗濯、浴室等から排出される汚水のことです。

剪定枝

切断された植木や庭木等の樹木の一部です。

た行

第1次産業

農業、林業、水産業といった、自然からの生物資源を利用し、生産や獲得をする産業のことです。

第2次産業

製造業、建設業などといった、主に第1次産業で生産した原材料を加工する産業のことです。

第3次産業

金融、保険、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業などといった、目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業のことです。

食べきりタイム

食品ロス削減を目的として、宴会などの場で設けるよう啓発している、料理を残さず食べる時間です。

多量排出事業者

事業系一般廃棄物を直接または処理業者への委託により、志木地区衛生組合に搬入する事業者のうち、月量4 t以上搬入し、志木地区衛生組合と協議のうえの認定を受けた事業者です。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活雑排水は処理されません。

厨芥類

厨房から出るごみで、野菜屑などの生ごみを指します。

中間処理施設

排出されたごみを埋め立てする前に、焼却・破碎する施設です。焼却・破碎（中間処理）することで埋め立てるごみの量を少なくし、最終処分場（埋立処分場）の使用可能年数を延ばしています。

定期資源回収

本市では、東入間資源リサイクル協同組合との協定により、市内の資源ごみの回収を奨励する事業です。

店頭回収（BOX）

スーパーなどの店頭で、資源物（ペットボトル、牛乳パック、アルミ缶、食品トレイなど）の回収を行うことです。

ドギーバック

飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰るための袋や容器のことです。

は行

廃棄物処理法

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

バイオガス化

生ごみや家畜のふん尿、下水汚泥、農業残さなどの有機性廃棄物を、微生物の働きによって分解し、バイオガス（主にメタンと二酸化炭素）を生成するプロセスのことです。このプロセスは、「嫌気性消化（けんきせいしょうか）」と呼ばれる方法で行われます。

フードドライブ

家庭で余っている食品などを持ち寄り、地域の福祉団体などに寄付する活動です。未利用食品の有効利用を図り、食品ロスの削減に貢献します。

富士見市アンケートモニター制度

本市で、市政に対する市民の評価、意向等を把握し、市政に反映させるため、定期的にアンケート調査にご協力していただける市民の方を募り実施するインターネットを利用したアンケート調査のことです。

富士見市環境施策推進市民会議

良好な環境の保全及び創造を図ることを目的として、地域に根ざした活動を知識と意欲をもって継続的に進めるために設置された協働組織です。市民・事業者の環境に配慮した行動を促すとともに、市民・事業者・行政が協働して取り組む活動の調整を行うなど、市の実践する環境施策の実践に関するリーダーシップが期待されます。

富士見市グリーン購入推進に関する基本方針

市が環境に配慮した製品やサービスを優先的に調達する際に従うべき基本的な考え方や基準を定めたものです。

負担金

志木地区衛生組合では、構成3市のごみを一括して処理しているため、ごみ排出量に応じて各市が支払っている処理費用です。

不燃残渣

不燃ごみから、資源物及び可燃物を回収した後に残った残渣です。再資源化や焼却処理が困難なため、埋め立て処分されます。

不法投棄

廃棄物処理法に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

プラスチック資源循環促進法

プラスチック製品の設計から廃棄までのライフサイクル全体で資源循環を促進するための法律です。

ふれあい収集

本市で、高齢者または障がい者のみの世帯を対象に、自力でゴミを集積所へ出すことが困難な世帯に行っている週1回の戸別収集です。

ペーパーレス化

文書や情報を紙に印刷して保管する方法から、電子ファイルにしてデータとして保管する方法に切り替えることを指します。紙資源の節約、データ化による利便性の向上などのメリットがあります。

ま行

みんなでマイボトル運動

循環型社会の構築に向けて、ペットボトルなどの使い捨て容器ごみを減らすため、マイボトル（水筒やタンブラー）の利用を広める取組です。

mottECO（モッテコ）

環境省・消費者庁・農林水産省・ドギーバッグ普及委員会が主催した「NEWドギーバッグアイデアコンテスト」ネーミングの部の大賞作品名で、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称です。「持っていこう」「持って帰ろう」から連想されており、ECOの意味も含まれています。

や行

ゆずります・ゆずってください

不用になった品物のリユースを希望する方の橋渡しをする場として、本市で行っている事業です（無料のみ）。

容器包装リサイクル法

一般家庭から排出される商品の容器や包装を再商品化する目的で制定された法律で、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化する役割を担うことを定めています。

4R

リフューズ（Refuse：ごみになる物は断ること）、リデュース（Reduce：ごみを減らすこと）、リユース（Reuse：再使用すること）、リサイクル（Recycle：再資源化すること）の4つの語の頭文字をとった言葉で、循環型社会（限りある資源を有効に活用できる社会）を目指すための基本的な行動規範です。

ら行

リサイクルプラザ

志木地区衛生組合の富士見環境センター敷地内にあり、プラスチック分別処理施設とリサイクル工房、展示スペース・情報コーナー等を併設した施設である。展示スペースでは、市民から粗大ごみとして回収した家具等を一部修理し、再生家具として構成市の市民等に販売しています。

リユースプラットフォーム

不要になった商品や資源を再利用（リユース）するための取引や流通を支援するデジタル上の仕組み・サービスのことを指します。

ローリングストック法

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。



富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画改訂版
令和8年4月

富士見市 経済環境部 環境課
〒354-3511
埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1
電話：049-251-2711（代） FAX：049-253-2700